



# ディスクロージャー誌

平成20年4月1日  
平成21年3月31日

# 2009

# 信用組合の系統中央金融機関 全信組連

全信組連は、安定した経営と高い自己資本比率を維持し、  
全国の信用組合をサポートする信用組合の系統中央金融機関です。

## プロフィール（平成21年3月31日現在）

- 名 称 …………… 全国信用協同組合連合会（The Shinkumi Federation Bank）（略称：ぜんしんくみれん全信組連）
- 設立根拠法 …………… 中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律
- 設 立 …………… 1954年（昭和29年）3月29日
- 理事長 …………… 小山 嘉昭
- 出資金 …………… 538億円（普通出資金 488億円・優先出資金 50億円）
- 純資産 …………… 1,226億円
- 総資産 …………… 3兆7,328億円
- 職員数 …………… 283人
- 店舗数 …………… 国内9店舗
- 単体自己資本比率 …………… 16.76%（国内基準）
- 会員数 …………… 162信用組合

・本誌は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

## 目 次

●ごあいさつ	2	●単体資料	47
●経営理念と経営方針	4	平成20年度の事業概況	48
●全信組連の役割	5	単体財務諸表	50
●業績ハイライト	6	会計監査人による監査等・経営諸比率	55
●トピックス	8	損益の状況	56
●経営管理・リスク管理体制	9	主な手数料	57
経営体制	10	預金等の状況	58
コンプライアンス体制	12	貸出の状況	60
顧客保護等管理体制	14	有価証券の状況	62
個人情報保護への取組み	15	金銭の信託・デリバティブ取引の状況	64
自己資本管理体制	16	その他業務の状況	65
リスク管理体制	17	自己資本の充実の状況	68
資産内容の開示	24	●連結資料	75
証券化商品等への投資について	26	連結の範囲に関する事項・連結の事業概況等	76
●業務のご案内	27	連結財務諸表	77
預金業務	28	自己資本の充実の状況	82
貸出業務	29	連結リスク管理債権の状況	88
市場運用業務	30	●コミュニティバンク信用組合	89
信用組合業界への支援業務	31	信用組合の概要	90
機能補完業務	32	信用組合の現況	91
社会貢献活動	36	信用組合の歴史	92
●全信組連の概要	37	海外の信用組合	93
組織図	38	●開示項目一覧	94
役員	39		
会員数・出資金・職員の状況	40		
店舗一覧	41		
会員信用組合および全信組連代理業者一覧	42		
全信組連の歩み	44		
子会社・関連会社	46		



理事長 小山嘉昭

会長 幡谷祐一

平素は、全信組連の業務につきまして、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、全信組連の平成20年度の事業運営ならびに経営の状況を取りまとめた「ディスクロージャー誌2009」を発刊いたしました。ご一読いただき全信組連につきましてご理解賜れば幸いです。

全信組連は、設立以来50有余年の間、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合間の資金の需給調整、余裕資金の運用、金融機能の補完に努めるとともに、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めてまいりました。

おかげをもちまして、平成20年度においては、多くの金融機関が赤字決算となるなか、当期純利益1億円を計上しました。また、かねてから検討を進めてきた資本政策を実施し、約8割の信用組合から当初の計画を上回る349億円を劣後ローンにより調達させていただいた結果、健全性の指標である自己資本比率につきまして16.7%と引き続き高い水準を維持しております。



これも偏に、信用組合のみなさま、お取引いただく組合員のみなさま、お取引先のみなさまのご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

振り返りますと昨年度は、「リーマン・ショック」を契機とする世界的な金融市場の混乱を背景とした外需低迷の影響を受け、企業部門において過去最悪の減産・大幅減益となるなど、急速な景気後退に直面しました。また、企業部門の業績不振に伴う設備投資の抑制や雇用調整の影響から、個人消費を含む内需全般についても落ち込みが見られました。

金融面においても、信用不安の高まりから、企業の資金調達環境が一段と悪化したほか、株式市場の混乱により、大手行を中心に保有株式等の評価損が拡大するなど、金融局面は不安定な状況となり、厳しい経営を余儀なくされました。

全信組連はこうした経営環境のもと、リスクに見合った適切なリターンを確保する観点から、資金運用の大宗を占める有価証券運用について、リスク管理の高度化を進めながら機動的な運用に努めるとともに、運用手段の多様化に向け、事業法人貸付の拡充を進めてまいりました。

また、会員である信用組合に対する支援といたしましては、引き続き信用組合の経営力強化や内部管理態勢整備に向けた各種サポートを継続して実施したほか、イオン銀行とのATM相互利用提携の開始、証券業務にかかる各種ニーズへの対応や外部との連携による流動資産一体型融資(ABL)の推進を図りました。

私どもの会員である信用組合は、相互扶助の基本理念のもと、それぞれのコミュニティになくしてはならない金融機関として活動しております。信用組合が長年の活動の中で培った組合員・お客様との繋がりは大きな強みであり、変革著しい昨今においても変わらぬ役割発揮が、求められるものと確信しております。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、引き続き弛まぬ努力を続けてまいり所存でございますので、なお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

全国信用協同組合連合会

会 長 幡 谷 祐 一      理事長 小 山 嘉 昭

# 経営理念と経営方針

## 経営理念

信用組合相互間の協同連帯の精神に基づき、金融の実践活動を通じて信用組合およびその組合員等の発展に寄与し、併せて共存同栄の実を挙げること



経営理念「共存同栄」 わが国金融機関の創始者・渋沢栄一翁書

## 経営方針

- 信用組合の基盤と経営力強化に努める。
- 良質な金融サービスの提供に努める。
- 収益力強化と自己資本の充実を図る。
- 法令遵守・リスク管理体制の徹底を図る。
- 意欲と協調に富む職場をつくる。



本店



別館



全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として昭和29年の設立以来、「信用組合の系統中央金融機関」、「金融・証券市場における機関投資家」の2つの役割を担い、信用組合とともにわが国の経済社会の発展に貢献しています。

## 信用組合の系統中央金融機関

### ● 信用組合の金融取引の中核機能

全信組連は、各信用組合が取扱う為替送金、公金・公共料金など様々な業務の資金決済・中継を行っているほか、預金・貸出金取引を通じた信用組合間の資金の調整機関としての役割を果たしています。すなわち全信組連は、これらの決済・仲介機能にかかるインフラの整備・運営を通じて、信用組合が行う金融取引の中核を担っているといえます。

また、併せて、多様化する信用組合の余裕資金運用ニーズに応えるため、新商品の創設を図りながら預金などを受け入れ、信用組合の効率運用に寄与しています。

### ● 信用組合の金融業務補完機能

全信組連は、信用組合単独では取扱うことが規模、コスト面から効率的でない業務について、融資・保証商品や投資信託など様々な商品やサービスの提供・制度の構築により、信用組合の金融業務を補完

しています。

また、信用組合の資金運用やリスク管理等に関連する様々なアドバイス(ALM、有価証券ポートフォリオ分析、内部監査等)を行うなど、独自のサポートにより信用組合の業務の円滑化に寄与しています。

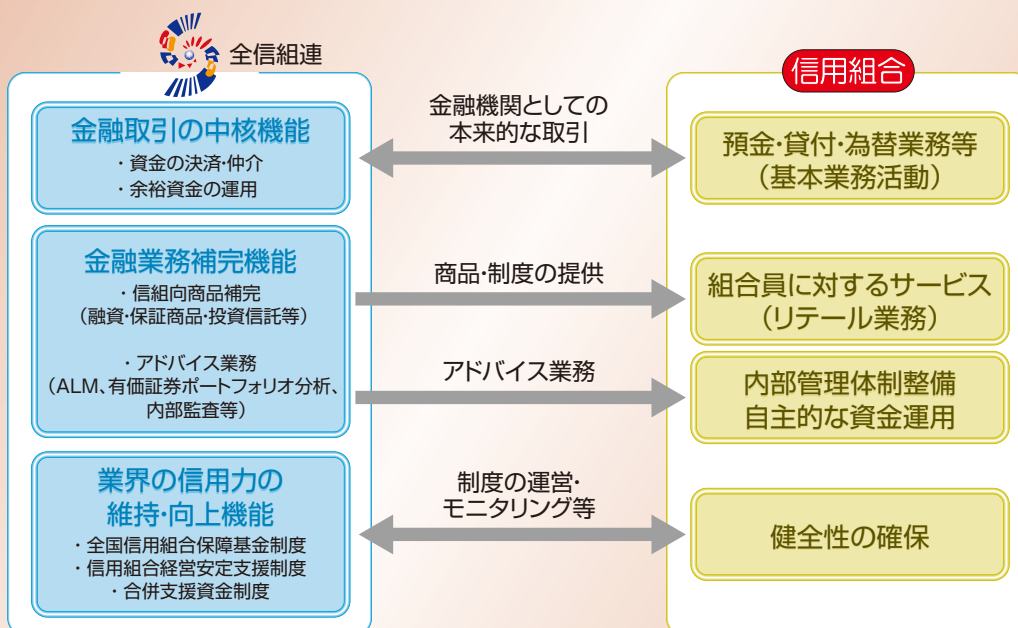
### ● 信用組合業界の信用力の維持・向上機能

全信組連は、信用組合業界独自のセーフティネットである「全国信用組合保障基金制度」「信用組合経営安定支援制度」および「合併支援資金制度」の3つの制度運営の中心的な役割を果たしており、信用組合へのモニタリング、監査・指導、資本支援、資金援助等を行うことにより、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めています。

## 金融・証券市場における機関投資家

全信組連は、国債や社債をはじめとした多様な金融商品による運用を行っており、国内有数の機関投資家として金融・証券市場に参加しています。

## 系統中央金融機関としての役割



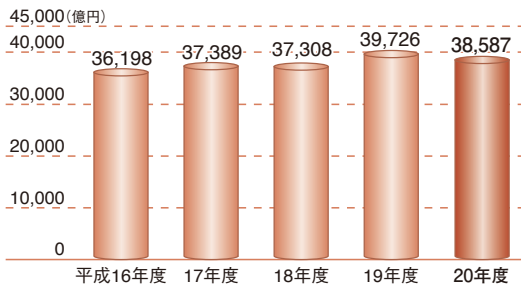
# 業績ハイライト

経営目標として掲げた「当会の経営体質・収益力の強化」、「信用組合の経営力強化への寄与」の実現に向けた諸施策を実施いたしました。

平成20年度は、このうち「当会の経営体質・収益力の強化」に重点を置き、3兆8,587億円と豊富な資金量を、3兆2,525億円に上る有価証券を中心に運用した結果、本業の収益力を示す業務粗利益154億円を計上し、当期純利益についても1億円の黒字となりました。

また、永久劣後ローンによる信用組合からの資本調達の実施により、自己資本基盤のさらなる強化を図ったことから、単体自己資本比率は16.76%と、信用組合の系統中央金融機関として十分な経営体力を維持する結果となりました。

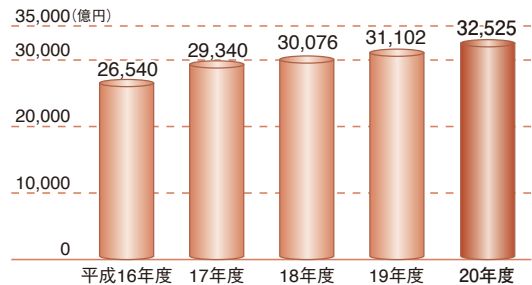
## 資金量(平残ベース)



### ● 資金量は高水準で推移

平成20年度は、信用組合の余裕金の一部が有価証券運用等に振り向けられた動きもみられたことから、前期比で若干減少しましたが、3兆8000億円を超え引き続き安定的に推移しています。

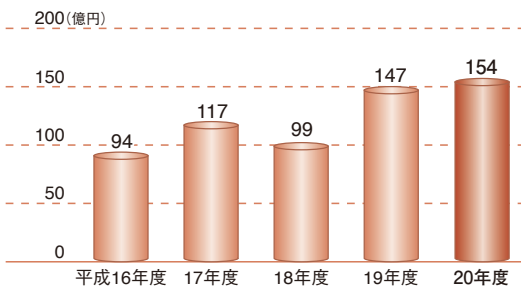
## 有価証券(平残ベース)



### ● 国内有数の機関投資家として活動

平成20年度においても、有価証券残高は順調に増加しており、3兆円を超える資金を運用する国内有数の機関投資家として活動しています。

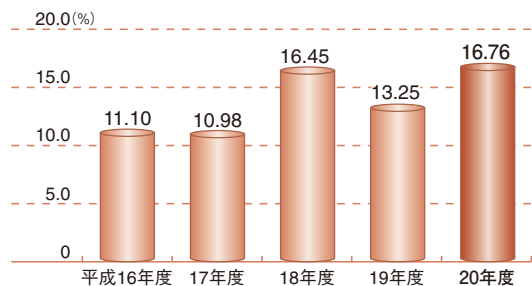
## 業務粗利益



### ● 業務粗利益は順調に増加

スプレッド収益の積み上げによる資金運用収益の増加や、国債の売却益の計上により、本業の収益を示す業務粗利益は154億円と順調に推移しています。

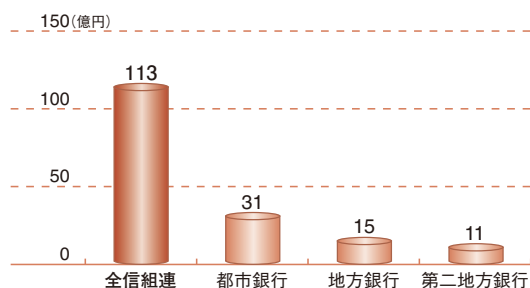
## 自己資本比率(単体)



### ● 国内基準を大幅に上回る16.76%

平成20年度においては、信用組合から永久劣後ローンによる資本調達を実施したこともあり、金融機関の安全性を示す指標の一つである単体自己資本比率は前期比3.51%上昇し16.76%となりました。また、自己資本の質を表わすTier I 比率は18.40%と高い水準にあります。

## 役職員1人あたり資金量



### ● 都市銀行を上回る効率性

役職員1人あたりの資金量は113億円と都市銀行6行の平均(31億円)の3.6倍にのぼり、金融機関としての効率性は非常に高くなっています。

- (注) 1. 各業態の資金量は預金、譲渡性預金、債券の合計額です。  
2. 各業態の計数は、平成20年度仮決算(全国銀行協会発表)の数値を使用しています。



## 全信組連のシンボルマーク



全信組連のシンボルマークは、「信用組合」の「S」をモチーフに作られており、「信用組合業界のダイナミックな拡がり」とその中核にある全信組連の「求心力」を表現しています。

個々の図形と色は、信用組合の多様な業態(地域・業域・職域)とそのコミュニティー、また全信組連と信用組合が提供する多種・多様な金融サービスや商品を表しています。

また「S」には、信用組合の活動を支援する「Support (補完)」、信用組合のニーズを満たす「Satisfaction (満足)」、および全信組連と信用組合業界全体の「Sound (健全性)」を表現しています。

## コーポレートカラー

全信組連のコーポレートカラーは、シンボルマークに使われている「ユニオンブルー」、「ユニオンレッド」、「ユニオンイエロー」の3色です。

各色には、それぞれ以下のような意味を持たせています。

■ ユニオンブルー	信頼性・未来感・若々しさ・安心感・成長
■ ユニオンレッド	積極性・活動力・情熱・発展
■ ユニオンイエロー	希望・光明

## 業務関連

### ■ 永久劣後ローンによる資本調達を実施

全信組連は、会員信組への安定的な収益還元を推進、業界の信用力の維持・向上を目的として、平成21年1月31日、永久劣後ローンにより、会員信用組合より総額349億円の資本調達を実施しました。

### ■ イオン銀行とのATM提携を開始

全信組連は、平成20年9月イオン銀行とATM相互利用提携にかかる包括的契約を締結しました。これにより、全国の信用組合のキャッシュカードおよびイオン銀行のキャッシュカードでATMの相互利用ができることになりました。

### ■ 投信窓販業務の機能拡充

全信組連は、平成20年10月より信用組合が取次方式で取扱っている投信窓販について、顧客の指定した買付日に指定口座から一定額を引落とし、指定するファンドを買付ける「定時・定額買付」サービスを新たに導入いたしました。

また、平成21年1月より顧客保有投資信託の評価損益・総合損益等が管理できるように顧客情報管理システムの取扱を開始しました。

### ■ ABL推進にかかる説明会を開催

全信組連は、信用組合が「流動資産一体担保型融資(ABL)※」のノウハウを習得することを目的に、商工中金と連携して平成21年1月から3月にかけて、全国9地区で説明会を開催しました。

※企業の事業フロー（事業のライフサイクル）に着目し、在庫・売掛金・預金を一体として担保取得する新しい融資手法

### ■ 「新型インフルエンザ対策基本計画書」を策定

全信組連は、新型インフルエンザ流行期においても信用組合業界の金融機能を維持するため、「新型インフルエンザ対策基本計画書」を策定いたしました。この計画書に基づき、行政等との連携を取りながら感染予防、感染拡大の防止および決済業務の継続など社会機能の維持に努めてまいります。

## その他

### ■ 金融審議会へ積極参加

金融審議会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」では、平成20年3月から平成21年6月にかけて信用組合・信用金庫にかかる制度問題の見直しに関する議論が行われました。

全信組連は、(社)全国信用組合中央協会と協力し、信用組合の役割の重要性、中央機関の機能などについて、業界の意見を集約のうえ、ワーキング・グループの場で積極的に主張しました。

また、平成20年7月25日の第7回会合では、信組業界の代表として全信組連から八尾専務理事が参考人として出席し、全信中協とともに「信用組合制度に関する基本的考え方」についてプレゼンテーションを行いました。



## 経営管理・リスク管理体制

● 経営体制	10
● コンプライアンス体制	12
● 顧客保護等管理体制	14
● 個人情報保護への取組み	15
● 自己資本管理体制	16
● リスク管理体制	17
● 資産内容の開示	24
● 証券化商品等への投資について	26

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保と経営体制の強化に努めています。

### 業務執行体制

#### ■ 総会

全信組連は、毎年6月、会員である信用組合の出席のもと「総会」を開催しています。

総会は最高意思決定機関であり、一定の重要事項については法律により総会で議決することが求められています。

また、総会前には、全国9地区でミニ総会としての「くみれん懇談会」を開催しています。

くみれん懇談会には、理事長をはじめ常勤役員が出向き、総会への報告・付議事項について説明するとともに、業務運営等について幅広く意見交換を行っています。

#### ■ 理事会

全信組連は、業務執行にかかる意思決定等を行うため、年4回以上、「理事会」を開催しています。

全信組連の理事については、定数の3分の2以上は会員である信用組合の代表役員でなければならぬとされており、予め定められた選出ブロック毎に、信用組合の理事長・会長が選任されています。

#### ■ 常勤理事会・正副会長会

理事会は、業務執行にかかる決定機関ですが、一定の事項については理事長に委任されており、理事長は委任事項の決定にあたり常勤の理事で構成する「常勤理事会」において協議することとしています。

また、業務の適切かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしています。

### 監査体制

全信組連は、信用組合業界から選任された非常勤監事のほか、平成9年5月に設置した員外監事および常勤監事による監査を行っており、さらに平成10年度からは会計監査人による外部監査制度を導入しています。

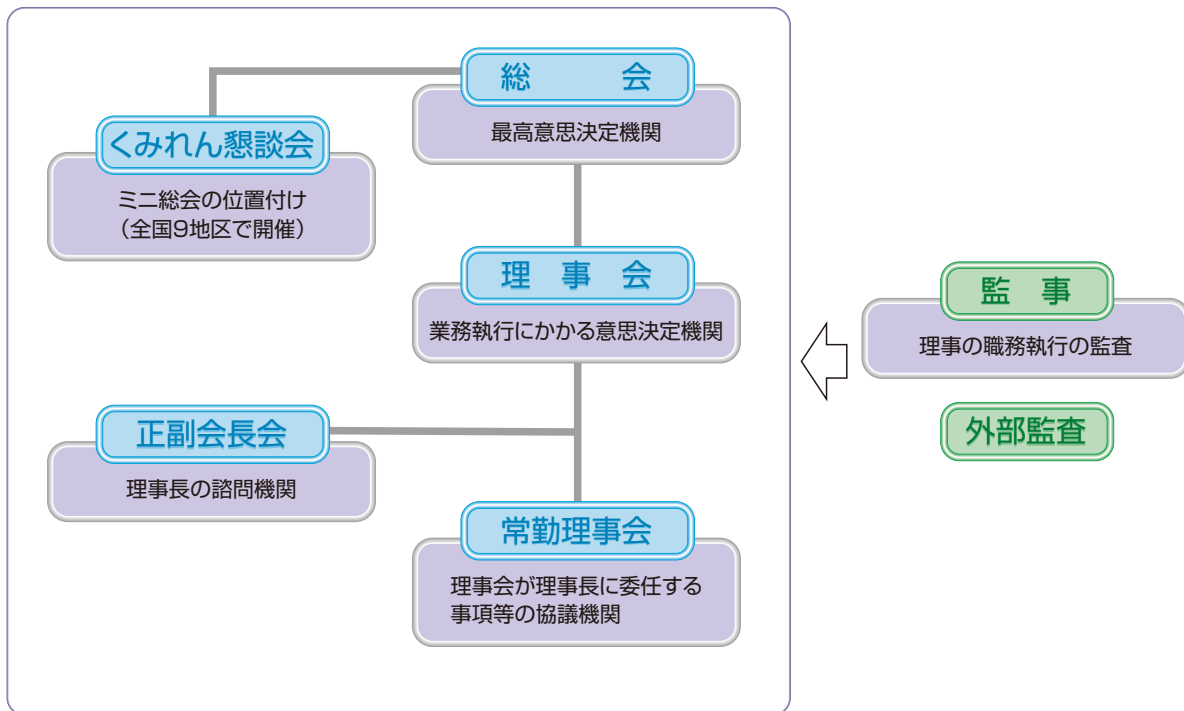
また、業務の健全かつ適切な運営を図るため、内部監査部門を他の組織から独立させ、各部室店に対し年度計画に基づく監査を実施しています。

内部監査では、業務の多様化・システムの高度化等の情勢変化に対応し、事務処理監査に加え内部管理態勢（コンプライアンス・リスク管理）の検証・評価を行い、事故の未然防止、健全性の確保に努めています。

全信組連は、このようなさまざまな監査体制を通じて、経営の健全性の確保とコーポレートガバナンスの強化に努めています。



経営体制



広報体制

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を幅広くみなさまにご理解いただくため、広報活動の強化に努めています。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「ミニディスクロージャー誌」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のPR・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っています。



ミニディスクロージャー誌



ホームページ

## 基本的な考え方

法令等遵守(コンプライアンス)は、信用が最大の財産といえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践しなければなりません。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

## コンプライアンス体制

全信組連は、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、また、営業部店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置するなど、全社的な取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めています。

### ■ 役 員

理事長は、年頭所感や部店長会議等、可能な機会をとらえコンプライアンスに対する取組姿勢を示しています。

理事は、コンプライアンスに関して率先垂範した取組みと体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めています。

### ■ 統括部署

コンプライアンス統括部署である総合企画部は、コンプライアンスの企画立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店の研修指導といった啓蒙活動および不祥事件等の未然防止など、コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めています。

### ■ コンプライアンス担当者

各部室店に配置のコンプライアンス担当者は、部室店の職員への研修会を実施したり、相談に応えるなど、一番身近な立場でコンプライアンスの徹底と推進にあたっています。

また、コンプライアンス担当者は、一次チェック部門として、日常業務におけるコンプライアンスの状況を定期的にモニタリングし、統括部署へ報告を行うなどの活動を通して、コンプライアンス重視の職場環境の整備に努めています。

### ■ 監査部署

監査部は、不祥事件等の調査や二次チェック部門として、コンプライアンスの状況を監査しています。

## コンプライアンス・プログラム

全信組連は、コンプライアンスを実現させるための具体的な計画として、「コンプライアンス・プログラム」を作成し実践しています。

平成20年度の主な活動内容、平成21年度の主な推進計画は次のとおりです。

### ■ 平成20年度の主な活動内容

- ① 部店長会議、コンプライアンス担当者連絡協議会等を利用した啓蒙・教育活動により、職員のコンプライアンス・マインドの浸透に努めました。
- ② リスク管理について、より適切な管理・評価方法とするため、「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理関係規程の見直しを行ったほか、情報セキュリティ強化策として、くみれんネットの更改に合わせ、インターネット接続・外部メール等の監視を強化しました。
- ③ 内部統制の一層の強化を図るため、決算・財務報告にかかるマニュアルを整備するとともに、内部監査用のチェックシートの見直しを行いました。

### ■ 平成21年度の主な推進計画

- ① 情報資産の一層の管理強化を図るため、関連規程の制定・見直しを行います。
- ② 役職員のコンプライアンス遵守の指針・手引である「法令等遵守ハンドブック」を関係法令の改正等に合わせ、見直しします。
- ③ プログラムに基づく内部研修の適時適切な実施により、職員のコンプライアンス・マインドの向上に努めます。

## 倫理憲章

全信組連は、「経営理念」等を踏まえ、「倫理憲章」を制定しています。

### 1. 全信組連の公共的使命

### 2. 質の高い金融サービスの提供

### 3. 法令等の厳格な遵守

### 4. 社会とのコミュニケーション

### 5. 職員の人権の尊重等

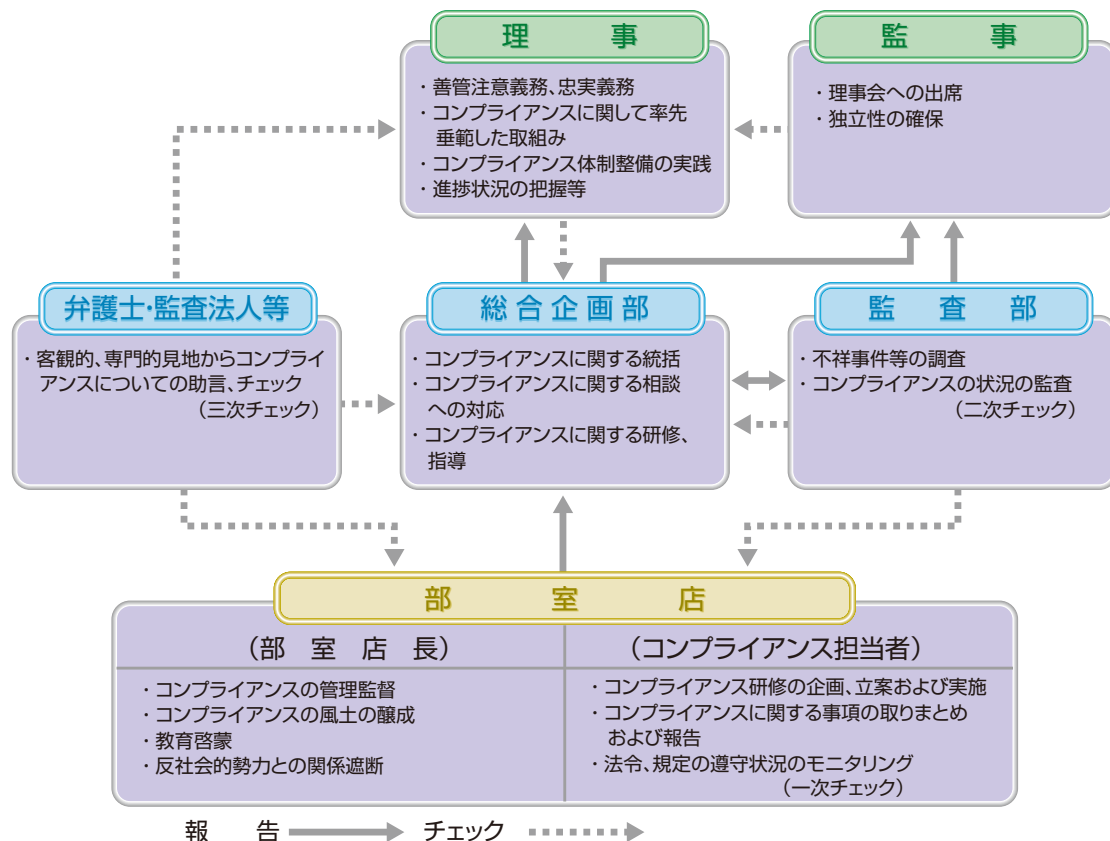
### 6. 環境問題への取組み

### 7. 社会貢献活動への取組み

### 8. 反社会的勢力との対決

- ・ 全信組連は、公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。
- ・ 全信組連は、創意と工夫を活かし、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、信用組合とともに経済社会の発展に貢献する。
- ・ 全信組連は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ・ 全信組連は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ・ 全信組連は、職員の人権と個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保する。
- ・ 全信組連は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するほか、環境保全に寄与すべく環境問題に積極的に取り組む。
- ・ 全信組連は、社会とともに歩む「良き市民」としての強い自覚をもち、信用組合とともに積極的に社会への貢献活動に取り組む。
- ・ 全信組連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

## コンプライアンスにおける役割と報告・チェック体制



## 基本的な考え方

全信組連では、経営方針に則り、顧客の保護および利便の向上に向けた管理方針として「顧客保護等管理方針」を定めています。

同方針では、当会業務の特性等を勘案して、顧客保護の範囲のほか、対象業務、顧客保護を行うべき管理方針を明確にしています。

## 顧客保護等管理方針の概要

### ■ 目 的

全信組連における顧客の保護および利便性向上を図るため、その対象とする顧客および業務の範囲を明確にし、顧客を保護するための管理の方針を定めることを目的としています。

### ■ 顧客の範囲

全信組連が直接又は間接的に提供する金融取引・金融サービス等(以下、「商品等」という)を利用される方および利用しようとする方としています。

### ■ 対象業務

顧客保護の対象とする業務は次のとおりです。

- リスクの所在などを明示する必要がある業務
- 顧客への十分な説明が必要な業務
- 顧客から苦情・相談等が寄せられる可能性がある業務
- 外部委託している業務で顧客保護等の必要性がある業務

### ■ 顧客保護等管理

#### ● 顧客への説明

顧客への商品等の説明や情報提供にあたっては、顧客のニーズや財産状況、当該商品等の契約を締結しようとする目的等を的確に把握し、適切かつ十分な説明を行います。

また、顧客の理解度を確認したうえで適切な商品等を提供するとともに、必要に応じて適切な情報を提供し、適切な記録・保管態勢を構築します。

#### ● 顧客へのサポート

顧客の相談・苦情等に対しては、常に公平な立場で事実確認を行い、顧客の立場を尊重して誠実に対応いたします。

また、顧客の声を真摯に傾聴し、顧客の真意を把握するとともに、公正な調査により事実関係と責任の所在を明確にし、迅速かつ十分な対応を図ります。

#### ● 顧客情報の管理

顧客情報の管理にあたっては、当該情報の外部漏えい、不正使用等が生じた場合、業務上多大な損害を被り、社会的信用を失墜する危険性があること等を認識し、利用目的以外の目的で利用いたしません。

また、顧客情報の第三者提供については、法令等で定める場合を除き、あらかじめ、顧客本人の同意を得るとともに、顧客情報の保存・管理にあたっては、適切な安全管理措置を講じます。

#### ● 外部委託管理

当会の業務を外部に委託する場合における顧客情報や顧客への対応管理にあたっては、外部委託先の選定基準を充足し、当該業務を適切に遂行する能力を有する者に委託いたします。

また、外部委託にあたっては、当会顧問弁護士およびリーガル・チェック部門のチェックを受けた契約を締結するとともに、契約にあたっては、委託業務を的確に遂行するための必要事項を掲載し、外部委託先に遵守させることとします。

## 基本的な考え方

全信組連は、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な保護および利用のために、「個人情報保護宣言」を制定し平成17年4月1日から公表しています。

## 個人情報保護宣言の概要

### ■ 利用目的

全信組連は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)および関係法令等に基づき、お客様の個人情報について、その利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外で利用いたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合は、当該利用目的以外で利用いたしません。

### ■ 第三者提供の制限

全信組連は、お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様のデータを第三者に提供いたしません。

### ■ 個人データの委託

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合は、適正な取扱いを確保するため、契約締結、実施状況等の点検を行います。

### ■ 個人データの共同利用

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データを共同利用させていただいております。

なお、共同利用の取扱いにつきまして、見直しを行う場合は、あらかじめその内容を公表します。

### ■ 安全管理措置

全信組連は、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を実施し、業務委託先に対しては、必要かつ適切な監督に努めます。

### ■ 開示、訂正等のご請求手続き

全信組連は、個人情報保護法で定められているお客様からの開示、訂正等の請求手続きに関しまして、適切かつ迅速な対応に努めます。

### ■ ご意見・ご要望

全信組連は、個人情報の取扱いに関するお客様からのご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応に努めます。

※ 「個人情報保護宣言」の詳細につきましては、全信組連ホームページ等でご確認ください。



### 基本的な考え方

全信組連では、自己資本管理を「経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー別に自己資本を最適配賦することで財務の健全性を確保しつつ資本効率を高めるとともに、自己資本比率を適切な水準に維持すること」と定め、「リスク資本管理」と「自己資本比率管理」を柱とする自己資本管理体制を構築しています。

具体的には、期初に定める事業計画や各種施策の実施計画、収益目標等に基づき、理事会において当該年度間における資本配賦額(リスク資本・リスク資本枠)および目標自己資本比率を定め、自己資本管理部署がリスク資本・リスク資本枠の使用状況および自己資本比率の両面から、自己資本充実度の評価を行っています。

### 評価方法の概要

#### ● リスク資本管理

全信組連では、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、それぞれのリスクに対して必要自己資本を配賦するとともに、それぞれのリスク統括管理部署が当該リスクをモニタリングして管理しています。

配賦原資とする自己資本は、Tier I と資本性Tier II の合計額を上限としており、モニタリングしたリスク量をもとに、ALM委員会にてリスクコントロールする体制を構築しています。

#### ● 自己資本比率管理

全信組連では、経営の健全性と信用組合業界の系統中央金融機関としての信用力の維持・向上を図る観点から、目標とする自己資本比率を独自に定め自己資本管理部署が管理しています。

自己資本比率管理については、自己資本管理部署が自己資本比率の算定を行い、その結果をALM委員会にて管理する体制を構築しています。



基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の強化・高度化の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、全信組連では、直面する各種リスクを適切に管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めています。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長は、この方針に基づいて業務を統括し、リスク管理にかかる必要な指示を行っています。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを管理し、これを統合的リスク管理部署が統合的に把握・管理するほか、統合的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会、システムリスクは情報セキュリティ管理委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めています。

統合的リスク管理

● リスク資本管理

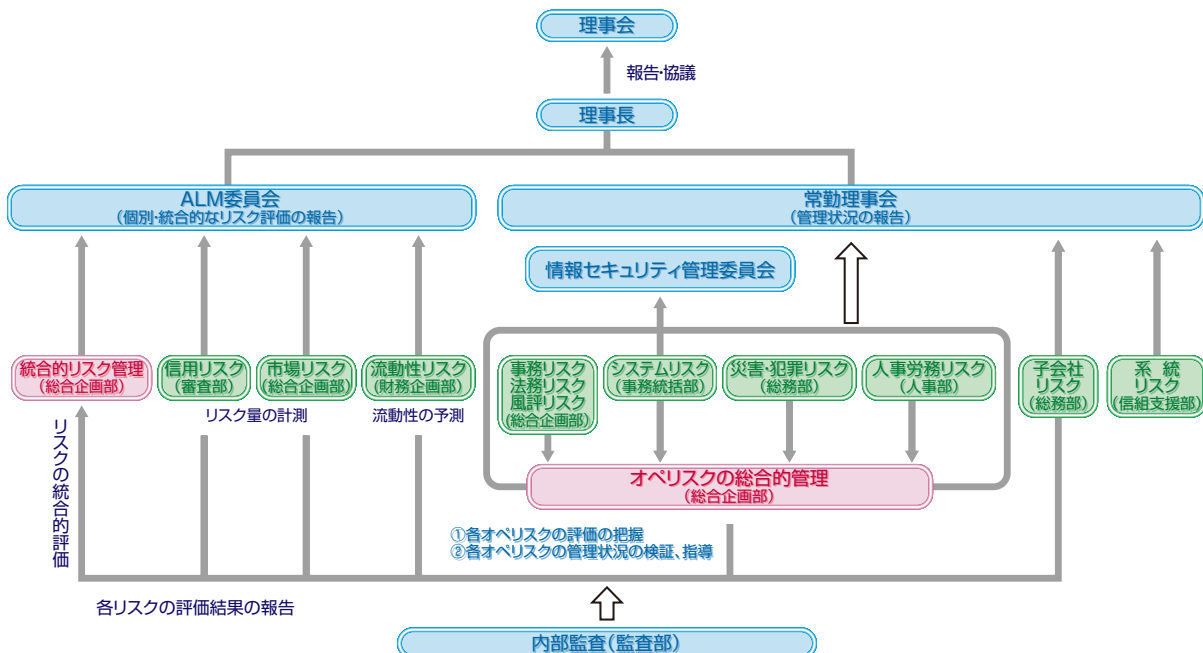
全信組連では、統合的リスク管理(注1)の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよび子会社リスクとしています。そのうえで、各リスクをリスク特性に応じて定量的または定性的に評価するとともに、それら評価結果を統合的にとらえ、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているか検証し、業務運営の健全性確保に努めています。

具体的には、VaR法(注2)等によって計測・評価された信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクのリスク量を合算のうえ、リスク資本との対比を行い、検証結果をALM委員会に報告しています。

(注1) 統合的リスク管理とは、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによってリスク管理を行うことをいいます。

(注2) VaR (バリュー・アット・リスク)法とは、将来の一定期間(保有期間)に、一定の確率(信頼区間)の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的に推定する手法です。

リスク管理体制



## リスクの内容と管理

### ■ 信用リスク

#### ● リスク管理の方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しています。

具体的には、信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産にかかる信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本枠と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しています。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めています。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めています。

#### ● 手続きの概要

全信組連では、与信先等の信用状況の把握が何よりも重要であるとの認識のもと、信用格付を与信運営の中心に据え、取引先の財務・収支状況に関する定量的な評価を基本に、定性面の評価を勘案のうえ、厳正な信用格付を実施し、与信判断を行っています。

この信用格付は、年1回の定期見直しとともに、与信先等の財務状況等の変化に応じて機動的な見直しを実施するなど事後管理の徹底を通じ、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めています。

また、個々の与信案件については、営業関連部署の一次審査後、審査管理部署において二次審査を行い、案件内容に応じて審査委員会および理事会に諮るなど、適正かつ厳正な審査と相互牽制が働く体制を維持・強化しています。

さらに、「市場運用取引限度管理規程」等に基づき、信用格付別・個社別・グループ別等にそれぞれ与信上限を設定するなど信用リスクの集中排除に努めるとともに、信用リスクの計量化により、与信ポートフォリオから発生する予想損失額(注)を把握し、過大なリスクテイクの回避を図っています。

信用コストに対する貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

このうち、一般貸倒引当金については、正常先、要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、担保・保証により保全措置が講じられた部分を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

なお、上記の引当については、営業関連部署の一次査定、審査管理部署の二次査定、さらに検証部署が厳正な検証を行った資産自己査定結果に基づき行っています。

(注) 与信ポートフォリオから発生する予想損失額とは、格付低下による資産価値の減少および法的倒産時の未回収額を指します。

#### ● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

## ● 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、全信組連が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保などの適格金融資産担保付取引や保証などが該当します(全信組連では、適格金融資産担保付取引について簡便手法を採用しています)。

全信組連では、融資の実行にあたっては、資金使途、返済原資、財務内容や事業環境など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しています。

バーゼルⅡにおいて認められる信用リスク削減手法のうち、全信組連が受入れる主要な担保は預金(お取引先が全信組連に預入している定期預金)ですが、その手続きについては、「貸出事務取扱要領」に基づき適切な徴求・管理を行っています。

また、全信組連が保有する債権に対する保証には、政府・地方公共団体や金融機関による保証等がありますが、このうち金融機関の保証は主に代理貸付金において委託先の信用組合が債務保証を行っているものです。

なお、お取引先が期限の利益を失った場合には、与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、「全国信用協同組合連合会取引約定書」等の定めに基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知および所定の手続きを省略して払戻充当することができることとしています。

## ■ 市場リスク

### ● リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

市場リスクの統括管理部署は、VaR法により業務別および資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらがリスク資本枠を超えないよう厳格なモニタリングを実施し、ALM委員会に報告しています。

また、計測した各リスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、モデルの信頼性を確認するとともに、市場環境の急激な変化を想定したストレステストを実施し、ポートフォリオ管理に活用しています。

### ● 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、全信組連ではこれらについて定期的に計測・評価を行い、適宜、適切にコントロールする体制をとっています。

具体的には、前記のとおり金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析<sup>(注1)</sup>、BPV分析<sup>(注2)</sup>、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析<sup>(注3)</sup>)や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行い、その結果をALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めています。

- (注) 1. デュレーションとは、キャッシュフローに基づき時価評価した資産・負債の加重平均残存期間(年数)をいい、この値が大きいほど、金利変動に対する価値変動が大きくなります。
2. BPV(ベシス・ポイント・バリュー)とは、全ての期間の金利が一定幅(1ベシス=0.01%)変動した場合の資産・負債の価値変動額を表しています。
3. アウトライヤー基準に基づく金利リスクとは、バーゼルⅡに基づく標準的金利ショックを前提とした金利リスク量のことで。

## ● 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

全信組連では、以下の定義に基づき毎月金利リスク量を算定しています。

内 容	定 義
計 測 手 法	内部計算方式(再評価方式)
計 測 対 象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
金利ショック幅	10BPの平行移動および99%タイル値または1%タイル値
観測期間等	観測期間：最低5年 保有期間：1年
コア預金 (アウトライヤー基準に基づく 金利リスク分析に適用)	対 象：要求払預金 算定方法：下記①～③のうち最小の金額 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 満 期：0年と5年に均等に振分け(平均2.5年)

(注) 1. %タイル値とは、計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値をいい、99%タイル値は99%目の値のことです。  
2. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

## ● 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	99%タイル値	1%タイル値
平成19年度	△ 18,793	7,477
平成20年度	△ 23,839	12,869

(注) 1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析の結果を開示しています。  
2. コア預金については、「過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高」を0年と5年に均等に振分けています。  
3. 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため、連結ベースの計数は算定しておりません。

## ■ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、会員信用組合の資金需給を調整するとともに会員信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。

こうした認識のもと、資金繰りリスクについては、資金繰りにかかるリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っています。

一方、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標および頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしています。

なお、市場環境・市場外の政治経済環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するための緊急会議の招集等により機動的な対応を図ることとしています。

## ■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

全信組連では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクおよび風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象とし、これらリスクを総合的に管理する体制を整備しています。

具体的には、各リスクの統括管理部署は、管理するリスクの影響および発生可能性を勘案のうえ、各種対策を講じリスク顕在化の防止に努める一方、総合的管理部署は、その管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指示・指導を行います。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は、パーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

### ● 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

全信組連では、各業務の所管部署による事務規程等の見直し・整備や、事務リスクの統括管理部署による事務ミス発生状況の実態把握とその還元を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めています。

また、事務ミス等が発生した場合には速やかに解決のための適切な対策を講じるとともに、事務リスクの統括管理部署が助言・指導を行い再発防止に努めています。



### ● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連は、会員信用組合との間の預貸金等取引を電子ネットワーク取引(くみれんネットシステム)で行うとともに、全国の信用組合が取扱う内国為替、CD提携、しんくみアンサーなどのシステムの業界中央センター(全信組センターシステム)を運営しているほか、子会社である信組情報サービス(株)が信用組合の勘定処理等を行う共同電算センター(SKセンターシステム)を運営するなど、系統中央金融機関として業界の重要なシステムを担っています。

全信組連では、これらコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理体制の整備、コンピュータ資源の二重化および障害復旧訓練などの対策を講じています。

### ■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能に陥ることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

リスク管理手法としては、派生商品取引のリスクと保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理するほか、半期ごとに定める運用方針に基づく投資枠内での取引に限定するとともに、全信組連で定める「信用格付基準」、「市場運用取引限度管理規程」等に則り、他の与信取引と一体として取引先の信用力に応じた与信限度額の設定を行ったうえ、信用リスク資本枠との対比により管理するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、長期決済期間取引は行っていません。

### ■ 証券化エクスポージャーのリスク

証券化とは、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する不動産などの資産価値を裏付けに優先劣後構造のある複数の証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、当該証券を購入する投資家に大きく分類されます。

全信組連においては、オリジネーター業務の取扱いはありませんが、投資家の立場で、有価証券投資の一環として購入しています。

当該証券投資にかかるリスクについては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより適切に把握しています。また、証券化商品への投資は、半期ごとに定める運用方針に基づく投資枠内での取引に限定するとともに、「市場運用取引限度管理規程」および「会員外直接貸出事務取扱要領」に基づき、投資額の上限および投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っています。

#### ● 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法を採用しています。

#### ● 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については、日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」および「企業会計基準適用指針」により、適正な処理を行っています。

#### ● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

## ■ 出資等または株式等エクスポージャーのリスク

出資等または株式等エクスポージャーには、子会社への出資、信用組合発行の優先出資証券、政策投資株式および株式関連投資信託が該当します。

これらについては、次のとおりリスク管理を行い、適宜、経営陣に報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正な処理を行っています。

### ● 子会社への出資

子会社の管理にかかる基本事項を定めた「子会社管理規程」に基づき、子会社管理の担当部門が子会社との連絡会を定期的開催し、業務運営状況や経営状況の把握に努めるとともに、経営上の重要事項について、適宜、報告を求めています。

また、内部監査部門が「子会社監査実施要領」に基づき、子会社の業務の適正確保を図るため、監査を実施しています。

### ● 政策投資株式

当該政策投資にかかる業務所管部署が、必要に応じて投資先の業務運営方針や業務運営状況等について説明を受けるほか、定期的に財務諸表等を徴求のうえヒアリングを行い、経営内容の適切な把握に努めています。

### ● 信用組合発行の優先出資証券

信用組合に対する資本増強支援について定めた「資本増強支援制度規程」に則り、優先出資の発行信用組合から定期的に所定の報告書類を徴求のうえ、適時、ヒアリングを行うとともに、全国信用組合監査機構が原則として毎年、監査を実施し、経営状況の把握に努めています。

### ● 株式関連投資信託

リスク管理部門が「市場リスク管理規程」および「SFBポイント額算出要領」等に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本枠の範囲内であることを確認・監視しています。

当該商品への投資は、半期ごとに策定する「有価証券運用方針」において投資枠を定めています。



リスク管理債権

平成21年3月末の協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づくリスク管理債権額は、合計で169億97百万円となり、前年度に比べ21億6百万円の増加となりました。

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	増減額
破綻先債権	57	1,700	1,642
延滞債権	12,283	14,176	1,892
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	2,549	1,120	△1,428
リスク管理債権合計(A)	14,890	16,997	2,106
貸出金合計(B)	398,002	386,346	△11,656
貸出金に占める割合(A/B)	3.7%	4.3%	0.6%

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、上記1および2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

金融再生法に基づく開示債権

平成21年3月末の金融再生法に基づく不良債権額は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で170億55百万円となり、前年度に比べ20億91百万円の増加となりました。

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	775	2,352	1,577
危険債権	11,639	13,582	1,942
要管理債権	2,549	1,120	△1,428
不良債権合計(A)	14,964	17,055	2,091
正常債権	383,805	370,174	△13,630
金融再生法に基づく開示債権合計	398,769	387,230	△11,539
担保・保証等(B)	12,913	15,079	2,165
貸倒引当金(C)	873	1,153	280
保全額合計(D)=(B)+(C)	13,786	16,232	2,446
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	92.1%	95.1%	3.0%
貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	42.5%	58.3%	15.8%

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、会社更生、破産、民事再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、自己査定の債務者区分における破綻先及び実質破綻先に対する債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、自己査定の債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権の一部です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に該当する以外のものに区分される債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権および正常先に対する債権です。
5. 担保・保証等(B)は、不良債権(A)における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 貸倒引当金(C)は、正常債権に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定と開示債権との関係および引当・保全の状況

全信組連では、金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準ならびに償却・引当規程に基づき、正確な資産実態の把握と適正な償却・引当を行っています。

平成21年3月期の自己査定結果と開示債権の関係および引当・保全の状況は下記のとおりですが、金融再生法の不良債権に対する引当と担保・保証等による保全率は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」100%、「危険債権」100%、「要管理債権」26.5%であり、全体でも95.1%と十分な水準にあります。

(単位：百万円)

自己査定と開示債権の関係			金融再生法に基づく開示債権の保全状況等					
自己査定債務者区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当率 (注1)	保全率 (注2)
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先 1,700	破綻先債権 1,700	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 2,352	担保・保証等による 回収可能部分 1,529	個別貸倒引当金 823		100%	100%	
実質破綻先 652	延滞債権 14,176			担保・保証等による 回収可能部分 13,549	個別貸倒 引当金 32			
破綻懸念先 13,582	3か月以上 延滞債権 —	危険債権 13,582	担保・保証等による 回収可能部分 —				26.5%	26.5%
要 注 意 先	要管理先 2,020	要管理債権 1,120		一般貸倒引当金 298				
	その他の 要注意先		一般貸倒引当金 395					
正常先	貸出条件 緩和債権 1,120	正常債権 370,174						

合 計	リスク管理債権 16,997	金融再生法に基づく 開示債権 387,230	貸倒引当金	1,549	引 当 率 a/(b-c) 58.3%	保 全 率 (a+c)/b 95.1%
		不良債権(b) 17,055	個別貸倒引当金+要管理債権 に対する一般貸倒引当金(a)			
			担保・保証等による回収 可能部分(c)	15,079	左記以外	1,976

(注1)引当率=不良債権に対し計上した貸倒引当金 / (金融再生法に基づく不良債権額 - 担保・保証等による回収可能部分)  
 (注2)保全率=(担保・保証等による回収可能部分 + 不良債権に対し計上した貸倒引当金) / 金融再生法に基づく不良債権額

□リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係について

リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのに対して、金融再生法に基づく開示債権は貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返を含んでいます。

なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合「不計上」としていますので、金融再生法に基づく不良債権において開示される未収利息はありません。

## 証券化商品に対する投資の状況

全信組連は、平成21年3月末現在、約2,000億円の資金を証券化商品にて運用しておりますが、運用の対象としている証券化商品は、大半が国内で組成された円建てかつ高格付の商品で占められています。

### ● 商品区分・格付別の残高

(単位：百万円)

	AAA	AA	A	BBB	BB+以下	合計
資産担保証券(ABS)	86,220	11	1,752	15	—	87,999
住宅ローン担保証券(RMBS)	62,348	127	73	—	—	62,548
商業用モーゲージ証券(CMBS)	5,746	—	27	—	—	5,773
債務担保証券(CDO)	35,787	700	—	—	5,000	41,487
ローン債務担保(CLO)	35,274	700	—	—	—	35,974
証券化商品担保	—	—	—	—	—	—
債券担保(CBO)他	512	—	—	—	5,000	5,512
その他の	—	—	—	—	—	—
合計	190,103	838	1,852	15	5,000	197,809

- (注) 1. 格付けが複数付与された商品については、最も低い格付けに基づき分類しています。  
 2. 通貨区分別の残高は、円建て196,244百万円、米ドル建て1,565百万円となっています。  
 3. 当会が保有するファンドに含まれる証券化商品については、運用会社へのヒアリングに基づき、本表に区分できる証券化商品を開示しています。  
 4. BB+以下の銘柄については、必要額を引当済みです。

### ● 商品区分・格付別の評価損益

(単位：百万円)

	AAA	AA	A	BBB	BB+以下	合計
資産担保証券(ABS)	3	0	△1	—	—	2
住宅ローン担保証券(RMBS)	△151	—	—	—	—	△151
商業用モーゲージ証券(CMBS)	△31	—	—	—	—	△31
債務担保証券(CDO)	△175	△25	—	—	—	△200
ローン債務担保(CLO)	△173	△25	—	—	—	△199
証券化商品担保	—	—	—	—	—	—
債券担保(CBO)他	△1	—	—	—	—	△1
その他の	—	—	—	—	—	—
合計	△353	△25	△1	—	—	△380

- (注) 1. 格付けが複数付与された商品については、最も低い格付けに基づき分類しています。  
 2. 時価は期末日における市場価格等に基づいています。  
 3. 当会が保有するファンドに含まれる証券化商品については、評価損益を算定していません。

## サブプライム関連商品等に対する投資の状況

全信組連は、サブプライム関連商品等の欧米金融市場の混乱の影響を受けた商品に対する直接投資は行っておりませんが、運用を委託している一部の円建てファンドにこれらに関する商品が含まれています。

### ● サブプライム関連商品

(単位：百万円)

	残高	うちサブプライム関連残高	ファンドの評価損益
モーゲージファンド	4,000	347	△202
ファンドオブヘッジファンズ	16,844	142	△3,354
合計	20,844	489	△3,556

- (注) 1. サブプライム関連残高・ファンドの評価損益は、運用会社へのヒアリング結果に基づいています。  
 2. 「ファンドオブヘッジファンズ」に含まれるサブプライム関連商品は、ネットで開示しています。  
 3. サブプライム関連の融資は行っておりません。

### ● SIV関連商品・モノライン関連商品

該当ありません。

### ● レバレッジドローン関連商品

(単位：百万円)

	残高	ファンドの評価損益
ローンファンド	21,743	△5,454

## 業務のご案内

● 預金業務 .....	28
● 貸出業務 .....	29
● 市場運用業務 .....	30
● 信用組合業界への支援業務 .....	31
● 機能補完業務 .....	32
● 社会貢献活動 .....	36

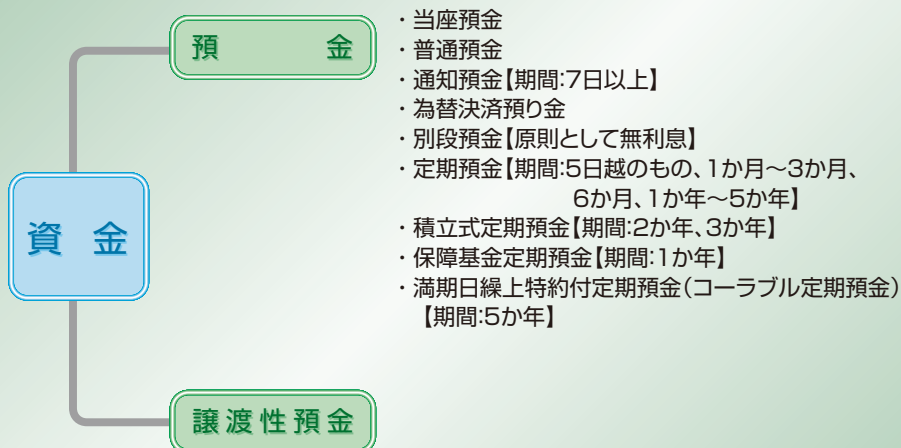
全信組連は、信用組合の支払準備資金や余裕資金を各種預金としてお預かりし、信用組合の資金の効率運用に資しています。

預金の種類は、一般の金融機関とほぼ同様ですが、全信組連特有の預金として、信用組合業界の信用維持・向上を図るために、全国の信用組合から所定額を受け入れる「保障基金定期預金」があります。

また、非営利法人や公共料金などの取りまとめを全信組連に委託している先など、信用組合以外にも一定の範囲内で預金の受入れを行っています。



### 資金の種類

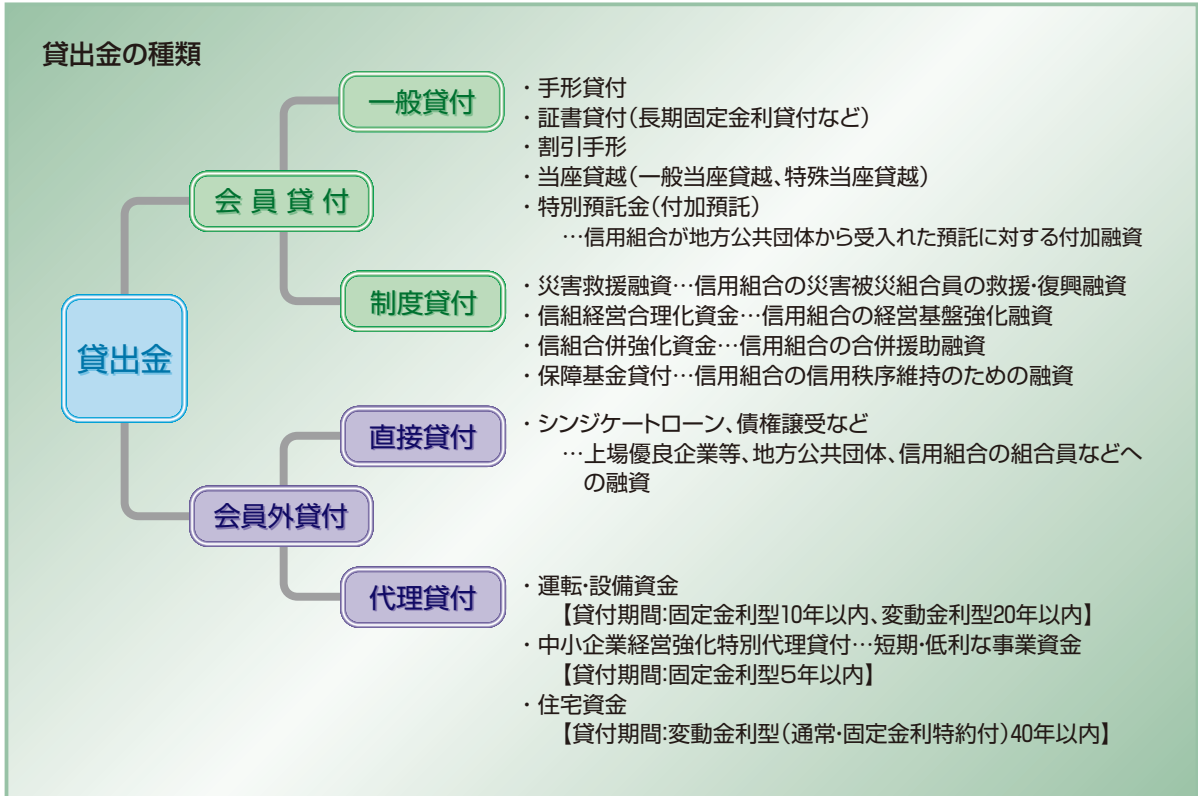


全信組連は、信用組合に対する「会員貸付」と信用組合以外に対する「会員外貸付」を取り扱っています。

「会員貸付」には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する「一般貸付」、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う「制度貸付」があります。

また「会員外貸付」には上場優良企業等を対象としたシンジケートローンへの参加や債権譲受などの「直接貸付」や、信用組合の窓口を通じて信用組合の組合員の方々に融資する「代理貸付」があります。

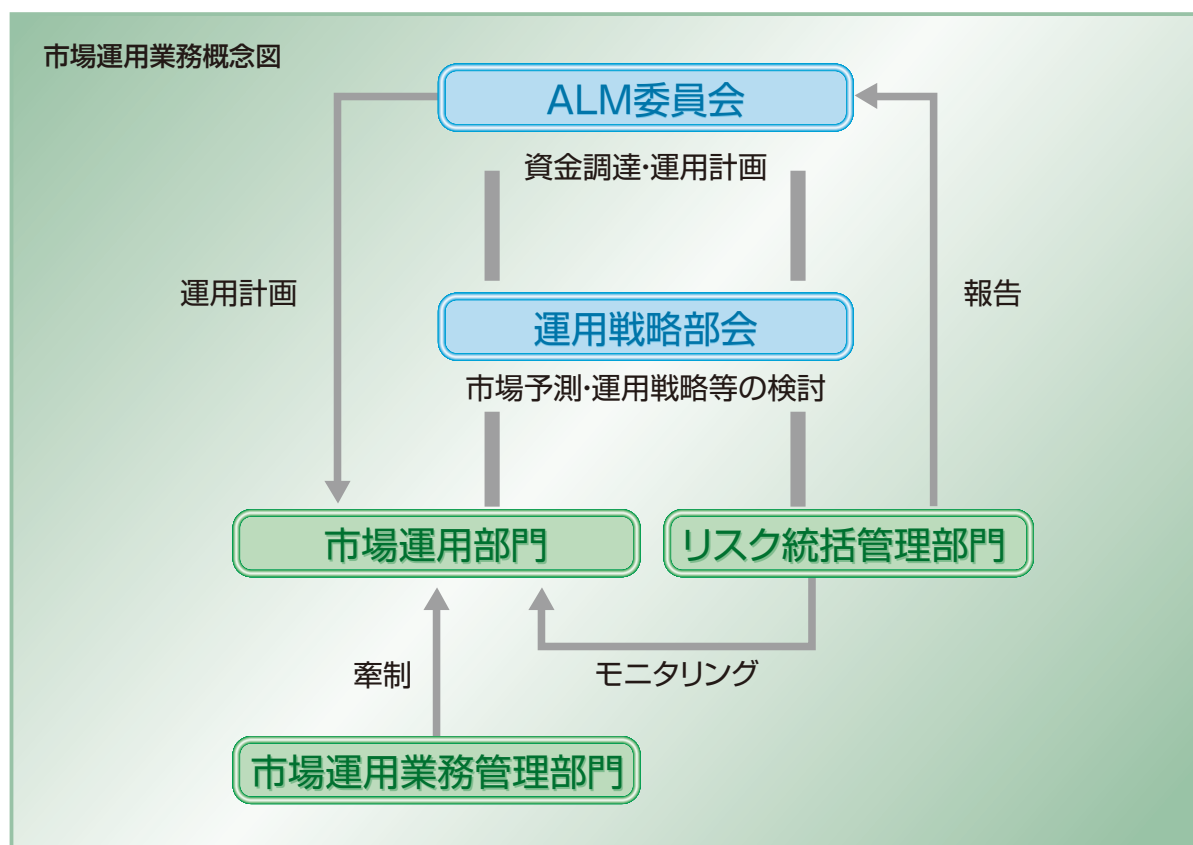
「代理貸付」では、中小企業向けの事業資金のほか、個人の方への住宅ローンを取扱っており、全信組連の資金が信用組合を通じて地域社会の繁栄に役立てられています。



全信組連は、国内の機関投資家として、平成21年3月末現在、3兆2千億円を超える資金を金融・証券市場で運用しています。

資金は、主としてALMの観点から各運用セクションに配分され、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等に、債券市場では国債や社債を中心に金利リスク、信用リスク、流動性リスクに留意しつつ効率的に運用しています。

また、分散投資の観点から、株式や投資信託への投資を行い、運用の多様化を図っています。



信用組合業界では昭和44年7月に「全国信用組合保障基金制度」、平成14年4月に「信用組合経営安定支援制度」、また、平成18年4月に「合併支援資金制度」を創設しています。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担っています。

### 全国信用組合保障基金制度

この制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て(目標額1,000億円：平成21年3月末残高約1,005億円)を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っています。

### 信用組合経営安定支援制度

この制度は、信用組合、全国信用組合中央協会および全信組連が協力して創設した制度であり、次のとおり「モニタリング制度」、「監査・指導制度」および「資本増強支援制度」の3つの制度から構成されています。

#### ● モニタリング制度

全信組連が信用組合から各種経営資料の提出を受け、それに基づき自己資本の状況、資産内容、収益性および流動性等の面から経営分析を行い経営上の問題点等を早期に発見・把握する制度です。

#### ● 監査・指導制度

全信組連がモニタリング等の結果、監査・指導が必要と認められた信用組合を対象として、全国信用組合

監査機構による実地監査を実施し、問題点等を明らかにしたうえで必要な助言・指導を行う制度です。

また、資本増強支援制度に関連し事前監査および事後監査も実施します。

#### ● 資本増強支援制度

全信組連が資本増強支援を希望する信用組合に対して、審査のうえ支援を実行するとともに、実行後の経営状況について管理する制度です。

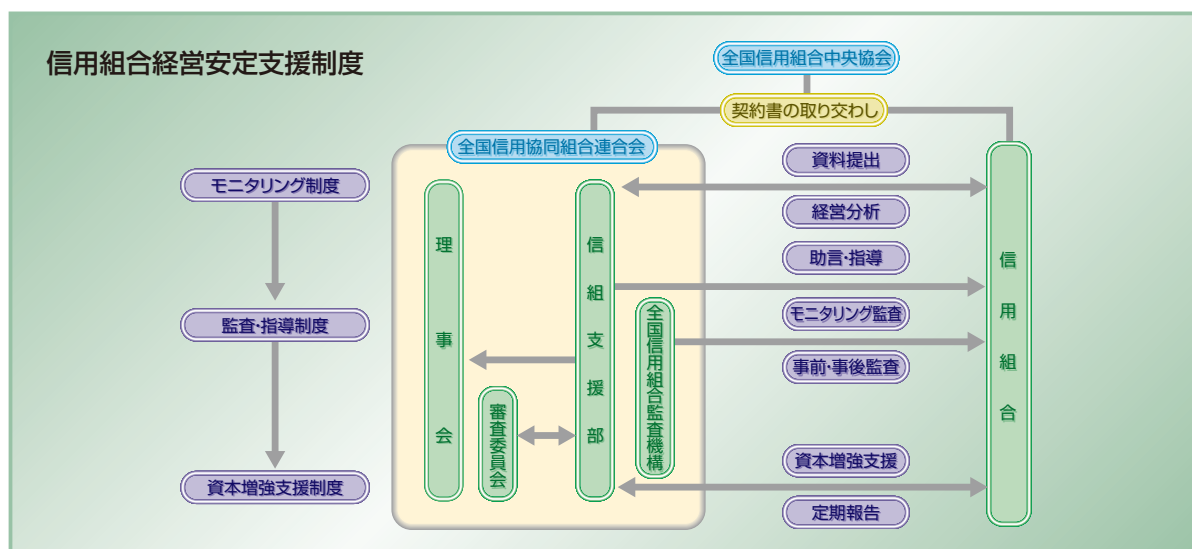
なお、この制度を適正かつ円滑に実施するため、全信組連理事長の諮問機関として支援の可否等を審議する資本増強支援審査委員会を設置しています。

〔資本増強支援制度に基づく支援残高推移〕

	18年度	19年度	20年度
信組数	23信組	23信組	26信組
残高	296億円	449億円	554億円

### 合併支援資金制度

この制度は、合併に際して資本増強支援を実施した信用組合に対して、支援の実効性を高めることを目的に、全国信用組合保障基金制度と併せて資金援助を行っています。

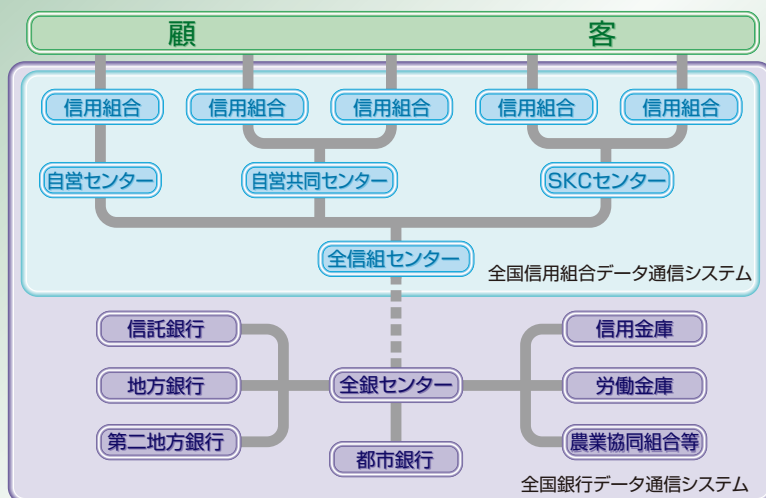


### 内国為替業務

全信組連は、全国信用組合データ通信システム(略称：全信組システム)による信用組合内国為替制度を確立し、これを運営管理するとともに信用組合間の為替貸借の決済を行っています。

また、全信組連は全信組システムを全国銀行データ通信システム(略称：全銀システム)と接続させ(これにより、信用組合は全国の金融機関と為替取引が可能となっています)、信用組合業界を代表して全銀システム加盟金融機関との間の為替貸借の決済を行っています。

内国為替仕組図



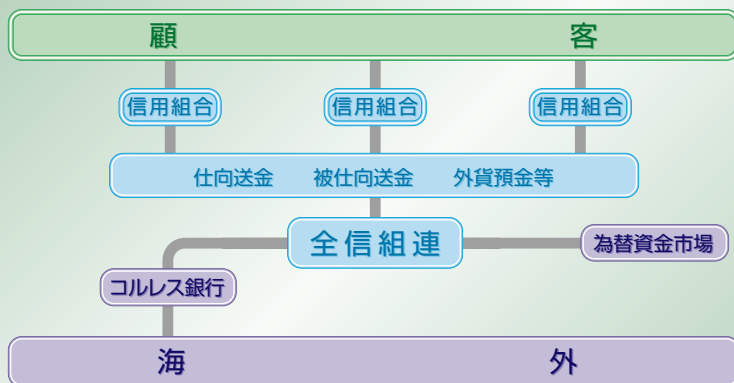
### 外国為替業務

全信組連は、全国の信用組合を取次窓口として、外国為替業務を取扱っています。

信用組合の取引先の外国為替ニーズに応えるため、外国送金、外貨預金などの外国為替取引を行っています。

また、全信組連では、こうした外国為替取引の対外決済などに必要な外貨資金を、為替資金市場を通じて安定的に調達・運用し、顧客サービスの充実に努めています。

外国為替仕組図

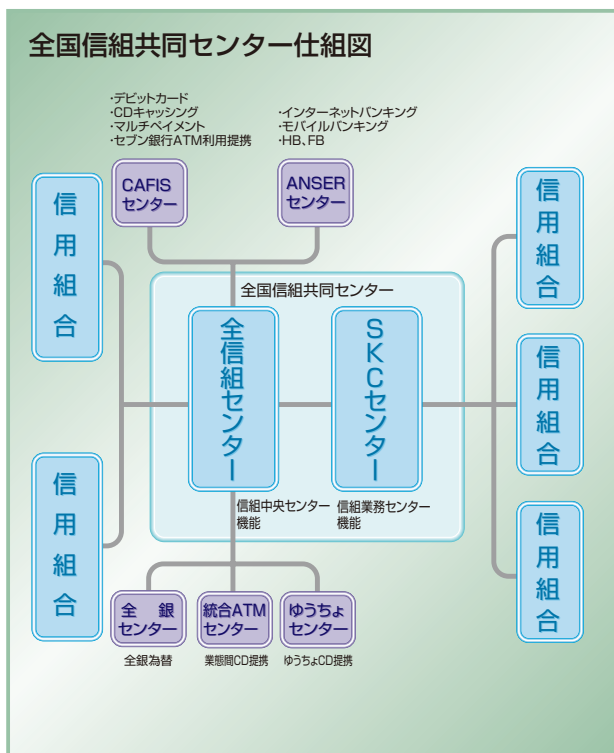


### 業界の情報化推進

全信組連は、「全国信組共同センター」による内国為替やCDオンライン提携など信用組合の情報化の推進に取り組んでいます。

「全国信組共同センター」は、全信組センターとSKCセンターの2つで構成され、①全信組センターは、全国の信用組合の中央センターとして金融機関相互間の内国為替、CD提携、ANSER、データ伝送や、ゆうちょ銀行、セブン銀行等とのATM提携、J-デビット、マルチペイメントなどのサービスを提供しており、②SKCセンターは、信用組合の業務処理センターとして預金・貸出金業務、ALMや自己査定等など勘定系・情報系の両面からサービスを提供しています。

また、インターネットバンキングやATMの24時間サービスの提供を実現するとともに、万一、大地震などが発生した場合にも、速やかにオンラインサービスの提供を実現するバックアップセンターを構築しています。



全信組連は、情報化の進展に伴うダイレクトチャネルの拡充に取り組むなど、信用組合の顧客ニーズに対応した金融サービスの提供を積極的に推進しています。

### 資金中継業務

全信組連は、信用組合がお客様より収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付しています。また、これとは逆に、信用組合の取引先が受け入れる機構・公庫の貸付金などを全信組連が一括して引受け、信用組合に取り次いでいます。

このように、全信組連では、各種企業・団体と信用組合間の資金の中継を行うことによって、信用組合業務の支援を行っています。

平成21年3月末現在で、全国規模、地域単位で行うものを合わせて、194の業務を取扱っています。

### 代理業務

全信組連は、日本銀行、日本政策金融公庫などから業務の一部を受託し、その業務を信用組合に再委託することにより、信用組合が当該業務を取扱えるよう利便を図っています。平成21年3月末現在で14の業務を取扱っています。

### 代理交換の受託業務

全信組連は、各地の手形交換所に加盟し、信用組合の手形交換業務を代行しています。平成21年3月末現在、17信組(整理回収機構を含む。)から代理交換業務を受託しています。



全国信組共同センター

証券窓販業務

全信組連は、信用組合による国債や投資信託の窓口販売業務をサポートするため、個人向け国債の募集の取りまとめをはじめ、信用組合が取扱う投資信託の商品選定、投信窓販共同利用システムの提供、信用組合役職員に対する研修会・説明会の開催など、信用組合の証券窓販業務の推進についての様々な支援を行っています。

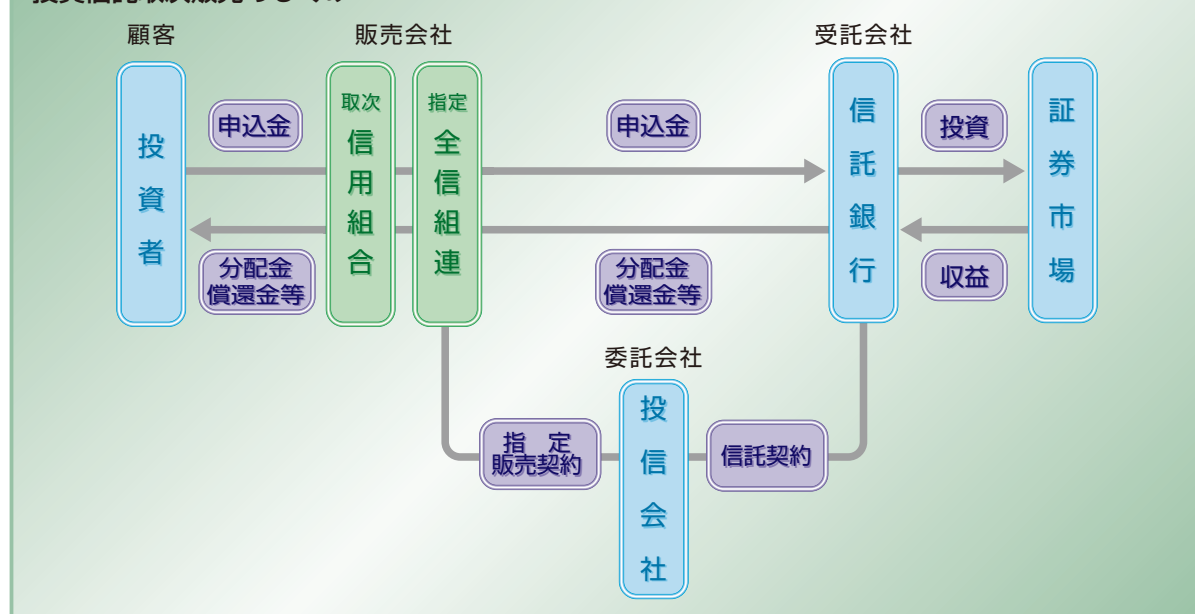
また、全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく、日本銀行の国債振替決済制度、証券保管振替機構の一般債振替制度および投資信託振替制度にそれぞれ参加し、信用組合が全信組連に参加者口座を開設することにより、信用組合の証券窓販業務の円滑化を図っています。

平成21年3月末現在の証券窓販取扱信用組合は、国債61信用組合、投資信託17信用組合となっています。



投信窓販パンフレット

投資信託取次販売のしくみ



● 販売会社・委託会社・受託会社の主な業務

販売会社(信用組合)	委託会社(投信会社)	受託会社(信託銀行)
<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客との窓口</li> <li>収益分配金、償還金、解約金の支払い</li> <li>収益分配金の再投資</li> <li>目論見書、運用報告書の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託約款の届出、信託契約の締結</li> <li>目論見書の作成</li> <li>信託財産の運用</li> <li>信託財産の決算</li> <li>運用報告書作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託契約の締結</li> <li>信託財産の保管、管理</li> <li>信託財産の計算</li> </ul>

証券決済業務

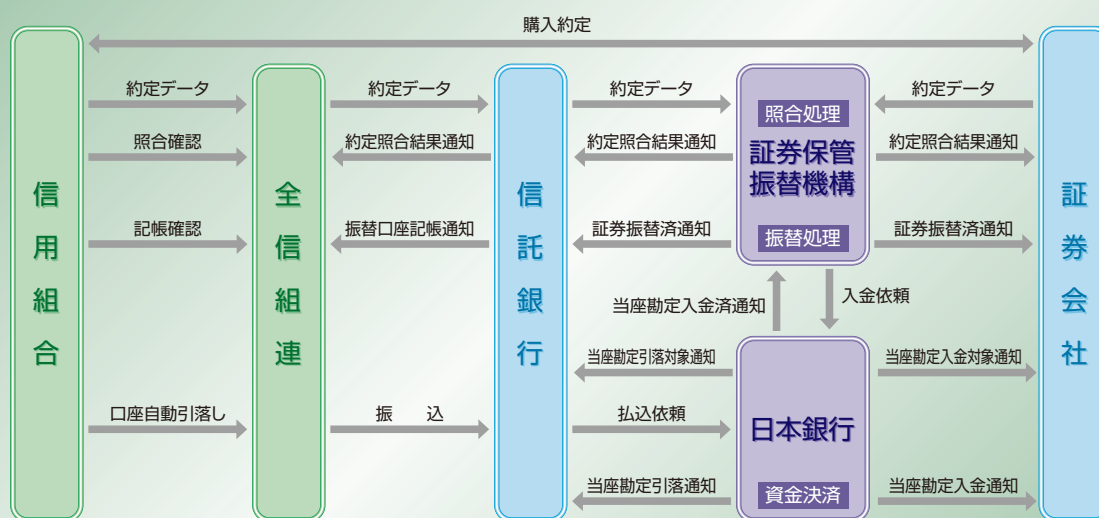
全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替制度に対応するため、住友信託銀行と提携して「全信組連有価証券管理システム」(略称「くみれん証券管理システム」)を構築し、信用組合による国債、社債等の一般債の売買に伴う資金決済および証券決済のDVP処理を行っています。

「くみれん証券管理システム」は、全信組連、信用組合および信託銀行の三者を電子的ネットワークで結び、信用組合が国債、一般債の売買に係る約定データをWebシステムに入力することにより、約定照合からDVP決済までの一連の決済事務を自動的に処理することを可能としており、決済リスクの回避と業務処理の合理化を実現しています。

平成21年3月末現在でこのシステムを利用している信用組合は、国債101信用組合、一般債66信用組合となっています。



一般債取引のDVP決済

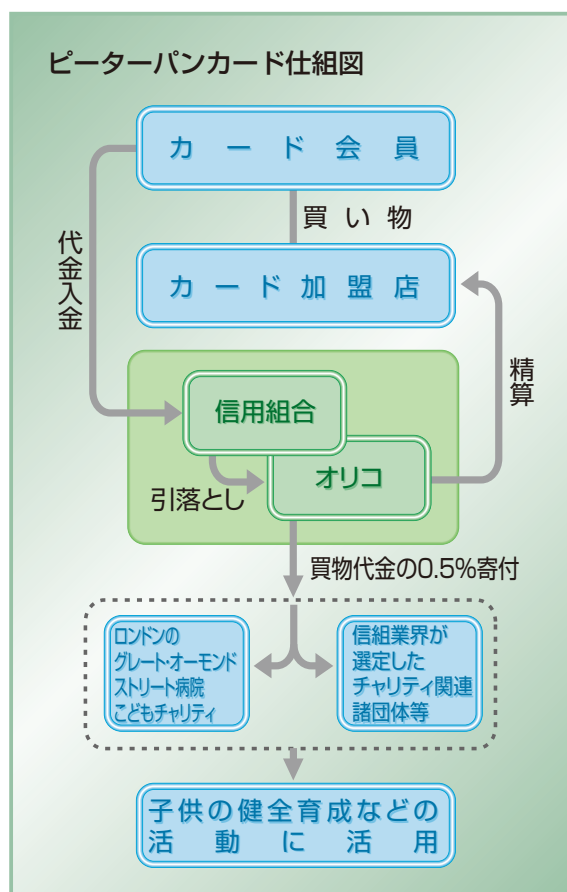


### しんくみピーターパンカード

全信組連は、株式会社オリентコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードは、表面にピーターパンがデザインされたカードで、買い物などのカード利用代金の0.5%がロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティおよび信用組合業界が選定したチャリティ関連諸団体等に寄付され、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てられています。平成21年3月末現在のしんくみピーターパンカードの累計発行枚数は27万1千枚を超える取扱いとなっています。

全信組連は信用組合とともに、日本の将来を担っていく子供たちを応援することにより、日本社会のますますの繁栄を願っています。



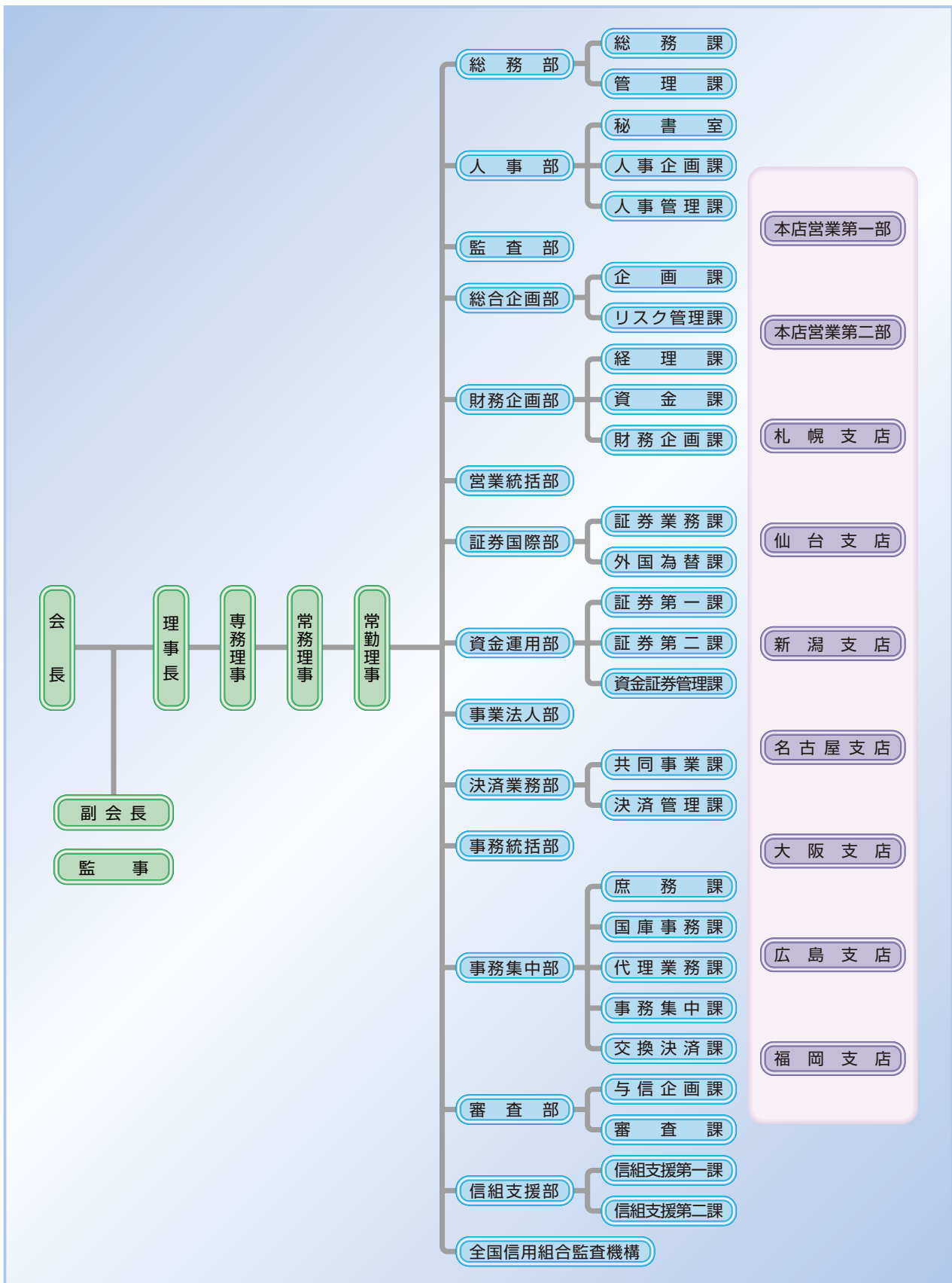
### しんくみの日週間

信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて、各信用組合でさまざまな奉仕活動やイベントを実施しています。

- 感謝デー・感謝週間
- 年金・税金等相談会
- 清掃活動
- チャリティーバザー・ゴルフコンペ・観劇会
- 献血活動
- 店内ギャラリー など

## 全信組連の概要

● 組織図	38
● 役員	39
● 会員数・出資金・職員の状況	40
● 店舗一覧	41
● 会員信用組合および全信組連代理業者一覧	42
● 全信組連の歩み	44
● 子会社・関連会社	46



(平成21年6月30日現在)



会長 幡谷 祐一



理事長 小山 嘉昭



専務理事 八尾 和夫



常務理事 鈴木 俊雄



常務理事 島谷 久夫



常務理事 加納 哲夫



常勤理事 鈴木 公夫



常勤理事 森嶋 篤男



常勤監事 斎藤 英之

役 職	氏 名	所 属 組 合	役 職	氏 名	所 属 組 合
会 長	幡谷 祐一	茨城県信用組合	理 事	車田 和男	共立信用組合
副 会 長	長谷川守夫	会津商工信用組合	理 事	江口 清司	糸魚川信用組合
〃	山本 明弘	広島市信用組合	理 事	渡邊 征夫	都留信用組合
〃	植田 久夫	銚子商工信用組合	理 事	兵藤 俊朗	豊橋商工信用組合
理 事 長	小山 嘉昭		理 事	川田 雅弘	愛知県警察信用組合
専務理事	八尾 和夫		理 事	松本 精二	大阪協栄信用組合
常務理事	鈴木 俊雄		理 事	藤 勝	淡陽信用組合
〃	島谷 久夫		理 事	古賀 駿	佐賀東信用組合
〃	加納 哲夫		理 事	安 忠雄	奄美信用組合
常勤理事	鈴木 公夫		監 事	王生 義彦	金沢中央信用組合
〃	森嶋 篤男		監 事	国東 照正	香川県信用組合
理 事	松本 征人	札幌中央信用組合	理 事	佐伯 一郎	四五六法律事務所
〃	木村 繁	石巻商工信用組合	常勤監事	斎藤 英之	
〃	塚田英一郎	真岡信用組合	常任顧問	中津川正裕	(社)全国信用組合中央協会 会長
〃	近藤 宏	中ノ郷信用組合			

(平成21年6月30日現在)

## 会員数

年 月 末	会 員 数
平成20年3月末	164信組
平成21年3月末	162信組

## 出資金

(単位：千円)

年 月 末	出資総額	出資の種類	
		普通出資	優先出資
昭和30年3月末	175,900	175,900	—
昭和40年3月末	767,500	767,500	—
昭和50年3月末	2,559,600	2,559,600	—
昭和52年3月末	4,154,700	4,154,700	—
平成2年3月末	12,500,000	12,500,000	—
平成7年3月末	25,000,000	25,000,000	—
平成14年3月末	49,825,200	47,825,200	2,000,000
平成15年3月末	51,855,900	48,855,900	3,000,000
平成16年3月末	52,855,900	48,855,900	4,000,000
平成17年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000
平成21年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000

(注) 普通出資1口の金額100千円 優先出資1口の金額 100千円

## 職員の状況

(単位：人・円)

職 員 数	平成20年3月末	平成21年3月末		
	284	283	うち総合職掌 199	うち一般職掌 79
平均年齢	43歳 6か月	43歳 2か月	45歳 9か月	35歳 7か月
平均勤続年数	20年 9か月	20年 4か月	22年 6か月	15年11か月
平均給与月額	470,804	463,075	522,986	291,988

- (注) 1. 職員数は、嘱託・臨時職員を含みません。  
 2. 職員数、平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には技労職等を含めています。  
 このため、総合職掌、一般職掌の職員数合計および平均年齢等とは一致いたしません。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額です。



● 本 部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5111(大代表)  
 FAX 03-3567-3496

総務部 TEL 03-3562-5111  
 人事部 TEL 03-3562-5112  
 監査部 TEL 03-3562-5160  
 総合企画部  
   企画課 TEL 03-3562-5115  
   リスク管理課 TEL 03-3562-5119  
 財務企画部  
   経理課・財務企画課 TEL 03-3562-5113  
   資金課 TEL 03-3562-5311  
 営業統括部 TEL 03-3562-5118  
 資金運用部  
   証券第一課・証券第二課 TEL 03-3562-5125  
   資金証券管理課 TEL 03-3562-5121  
 事業法人部 TEL 03-3562-5167  
 審査部 TEL 03-3562-5114  
 信組支援部 TEL 03-3562-5116  
 全国信用組合監査機構 TEL 03-3562-5117

● 本部(SKC千葉ビル)

〒270-1496 千葉県白井市桜台1丁目2番  
 TEL 047-497-7300(代表)  
 FAX 047-497-7600  
 事務統括部 TEL 047-497-7300

● 別館本部

〒135-8320 東京都江東区猿江1丁目1番15号  
 TEL 03-5600-0171(代表)  
 FAX 03-5600-0433

証券国際部  
   証券業務課 TEL 03-5600-3045  
   外国為替課 TEL 03-5600-3918  
 決済業務部 TEL 03-5600-3105  
 事務集中部  
   庶務課・事務集中課・交換決済課 TEL 03-5600-0171  
   代理業務課 TEL 03-5600-3106  
   国庫事務課 TEL 03-5600-3290

● 本店営業第一部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5141(代表)  
 FAX 03-3567-7857

● 本店営業第二部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5157(代表)  
 FAX 03-3562-5100

● 札幌支店

〒060-0001 札幌市中央区北一条西7丁目1番地  
 (プレスト1・7内)  
 TEL 011-271-5111(代表)  
 FAX 011-281-0184

● 仙台支店

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3丁目6番1号  
 TEL 022-293-5111(代表)  
 FAX 022-293-2276

● 新潟支店

〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目1番28号  
 TEL 025-247-8111(代表)  
 FAX 025-241-8949

● 名古屋支店

〒453-0015 名古屋市中村区椿町3番21号  
 TEL 052-451-2111(代表)  
 FAX 052-451-3316

● 大阪支店

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目3番9号  
 TEL 06-6944-0111(代表)  
 FAX 06-6944-2045

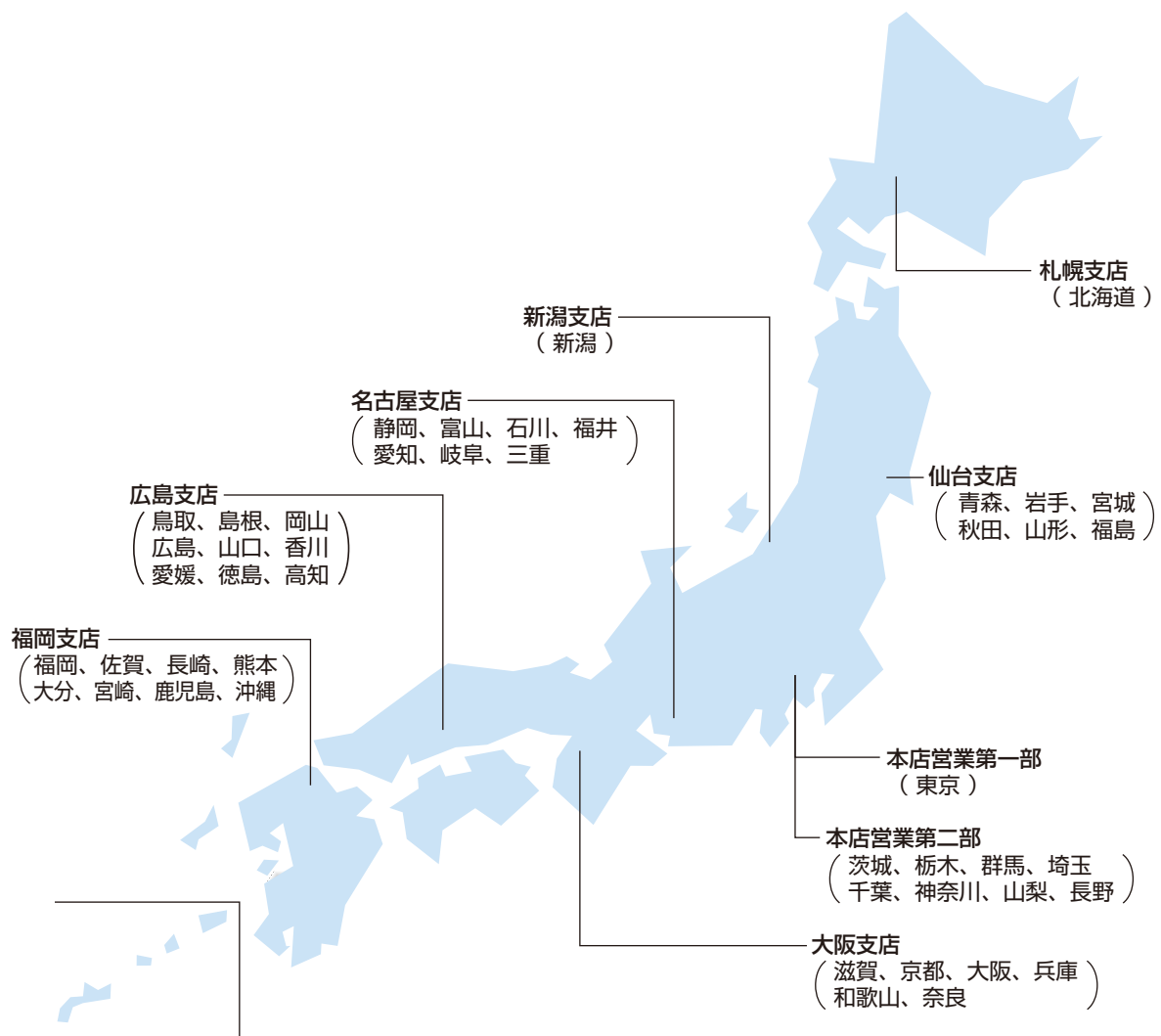
● 広島支店

〒730-8691 広島市中区宝町9番11号  
 TEL 082-245-7111(代表)  
 FAX 082-247-1385

● 福岡支店

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番1号  
 TEL 092-473-8111(代表)  
 FAX 092-441-3686

(平成21年6月30日現在)



全信組連の営業地域は全国です。( )内は各営業部・店の営業区域(都道府県)を示しています。

信用組合の本・支店では、全信組連が行う貸付の代理(代理貸付)もしくは外国為替取引の媒介を行っています。

- 貸付の代理を行う信用組合
- 外国為替取引の媒介を行う信用組合

● 札幌支店(北海道)

北海道(7) … 北央●●、札幌中央●●、ウリ●●、函館商工●●、空知商工●●、十勝●●、釧路●●

● 仙台支店(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

青森県(1) … 青森県●●  
 岩手県(2) … 杜陵、岩手県医師  
 宮城県(4) … 石巻商工●●、古川●●、仙北●●、五城●●  
 秋田県(1) … 秋田県●●  
 山形県(4) … 北郡●●、山形中央●●、山形第一●●、山形県医師  
 福島県(4) … 福島県商工●●、いわき●●、相双●●、会津商工●●

● 本店営業第一部(東京都)

東京都(22) …あすか●●、全東栄●●、東浴●●、  
文化産業●●、東京証券●●、  
東京厚生●●、東●●、江東●●、  
青和●●、中ノ郷●●、共立●●、  
七島●●、大東京●●、第一勸業●●、  
城北●●、北部●●、警視庁職員、  
甲子●●、東京消防●●、東京都職員●●、  
八ナ●●、朝日新聞●●

● 本店営業第二部(茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、神奈川県、  
山梨県、長野県)

茨城県(1) …茨城県●●  
栃木県(2) …真岡●●、那須●●  
群馬県(5) …あかぎ●●、群馬県●●、  
かみつけ●●、東群馬●●、  
群馬県医師●●  
埼玉県(3) …埼玉県医師●●、熊谷商工●●、  
埼玉●●  
千葉県(3) …房総●●、銚子商工●●、君津●●  
神奈川県(6) …神奈川県医師●●、  
神奈川県歯科医師●●、中央商銀●●、  
横浜華銀●●、小田原第一●●、  
半原●●  
山梨県(2) …山梨県民●●、都留●●  
長野県(2) …長野県●●、あすなる●●

● 新潟支店(新潟県)

新潟県(13) …新潟縣●●、新潟鉄道●●、興栄●●、  
新栄●●、太陽●●、五泉●●、協栄●●、  
三條●●、巻●●、新潟大栄●●、  
塩沢●●、糸魚川●●、両津●●

● 名古屋支店(静岡県、富山県、石川県、福井県、  
愛知県、岐阜県、三重県)

静岡県(1) …静岡県医師  
富山県(2) …富山県医師●●、富山県●●  
石川県(2) …金沢中央●●、石川県医師  
福井県(2) …福泉、福井県医師  
愛知県(9) …丸八、愛知商銀●●、愛知県警察、  
名古屋青果物、愛知県医療●●、  
愛知県医師、豊橋商工●●、  
愛知県中央●●、三河●●  
岐阜県(5) …岐阜商工●●、イオ●●、  
岐阜県医師、飛驒●●、益田●●  
三重県(1) …三重県職員

● 大阪支店(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、  
和歌山県、奈良県)

滋賀県(2) …滋賀県民●●、滋賀県●●  
京都府(1) …京滋●●  
大阪府(11) …大同●●、成協●●、大阪協栄●●、  
大阪貯蓄●●、のぞみ●●、中央、  
大阪府医師●●、大阪府警察、  
近畿産業●●、毎日●●、ミレ●●  
兵庫県(7) …兵庫県警察●●、富士●●、  
兵庫県医療●●、兵庫県●●、  
神戸市職員●●、淡陽●●、  
兵庫ひまわり●●  
和歌山県(1) …和歌山県医師

● 広島支店(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、  
山口県、香川県、愛媛県、徳島県、  
高知県)

島根県(1) …島根益田●●  
岡山県(3) …朝銀西●●、岡山商銀●●、笠岡●●  
広島県(6) …広島市●●、広島県●●、  
広島商銀●●、呉市職員●●、  
両備●●、備後●●  
山口県(2) …山口県●●、下関市職員  
香川県(1) …香川県●●  
高知県(2) …土佐●●、宿毛商銀●●

● 福岡支店(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、  
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

福岡県(5) …福岡県庁●●、福岡県医師●●、  
福岡県南部●●、福岡県中央●●、  
とびうめ●●  
佐賀県(3) …佐賀県医師●●、佐賀東●●、佐賀西●●  
長崎県(5) …長崎三菱●●、長崎県医師●●、  
長崎県民●●、佐世保中央●●、福江●●  
熊本県(3) …九州幸銀●●、熊本県医師●●、熊本県●●  
大分県(1) …大分県●●  
宮崎県(1) …宮崎県南部●●  
鹿児島県(3) …鹿児島興業●●、鹿児島県医師●●、  
奄美●●

合計162信組  
(平成21年6月30日現在)

# 全信組連の歩み

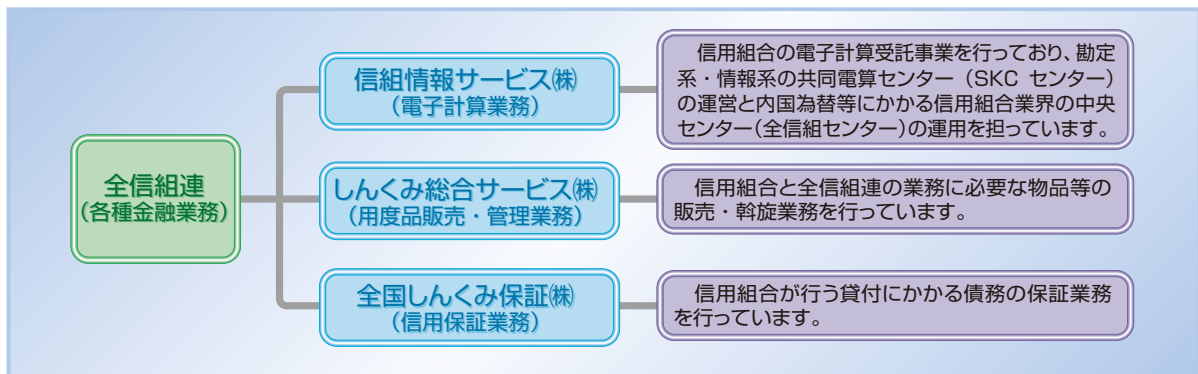
- 1954 (昭和29年) 3 全国信用協同組合連合会設立(初代理事長に山屋八万雄・永代信用組合組合長)  
4 業務開始(本所:東京都千代田区神田錦町1-1、大阪支所:大阪市東区高麗橋2-1)
- 1956 (昭和31年) 3 本所移転(東京都中央区日本橋村松町20)  
11 福岡支所開設  
12 名古屋および広島支所開設
- 1959 (昭和34年) 10 本・支所の呼称を本・支店に変更
- 1961 (昭和36年) 6 甲府出張所開設(40.7.1支店に昇格、平成16.10本店営業第二部に統合)  
12 第2代理事長に田中国男(都民信用組合理事長)就任
- 1964 (昭和39年) 4 全信組連史『10年の歩み』刊行  
6 本店移転(東京都中央区八重洲2-5-11)  
新潟出張所開設(40.7.1支店に昇格)  
第3代理事長に白石森松(弘容信用組合理事長)就任
- 1965 (昭和40年) 1 本店を本部と東京支店に分離
- 1967 (昭和42年) 11 災害救援融資制度創設
- 1968 (昭和43年) 8 資金量1,000億円達成
- 1969 (昭和44年) 4 代理貸付制度および組合短期資金制度創設  
6 東京都信用協同組合連合会と合併  
神戸(平成14.11大阪支店に統合)、仙台および金沢支店(平成14.9名古屋支店に統合)開設  
7 全国信用組合保障基金機構創設
- 1970 (昭和45年) 4 東京支店が日本銀行と当座取引を開始(以後、各店も順次取引を開始)  
本店を現在地(東京都中央区京橋1-9-1)に新築移転  
5 信用組合経営合理化資金制度創設  
12 信組不動産(株)設立(46.4業務開始、54.5全国信組不動産(株)に社名変更、平成11.10ゼンシン商事(株)と合併)
- 1971 (昭和46年) 2 信用組合強化資金融資制度創設(47.8信用組合合併強化資金に名称変更)  
3 「しんくみ為替」の取扱開始  
東京支店が手形交換所に直接加盟(以後、各店も順次手形交換所に加盟)
- 1972 (昭和47年) 6 預金保険機構の代理業務取扱開始
- 1973 (昭和48年) 7 全信中協との共催による「第1次信組発展運動」実施(平成16.4から「第11次しんくみ運動」実施中)  
10 高松出張所開設(53.4支店に昇格、平成13.9広島支店に統合)
- 1974 (昭和49年) 7 宇都宮出張所開設(58.6東京支店と統合、関東営業部に再編)
- 1976 (昭和51年) 4 『信用組合史-全信組連20年史-』刊行  
5 第4代理事長に松本清男(和歌山県商工信用組合理事長)就任  
オフライン・システム稼働  
11 東京支店が日本銀行の歳入代理店事務の取扱いを開始(以後、各店も順次取扱いを開始)
- 1977 (昭和52年) 1 資金量5,000億円達成  
3 普通出資41億5,470万円に増額  
5 全国信用組合監査機構創設(平成4.4~14.3全信中協に移管)
- 1978 (昭和53年) 6 札幌支店開設  
国庫金振込事務の取扱開始  
12 東京支店が日本銀行と手形割引および手形貸付取引開始
- 1980 (昭和55年) 6 国債振替決済制度に参加
- 1981 (昭和56年) 4 第1次長期経営計画スタート(至59.3以後3年ごとに継続実施)  
8 資金量1兆円達成
- 1982 (昭和57年) 11 全国信用組合データ通信システム稼働
- 1983 (昭和58年) 6 東京支店と宇都宮出張所を統合し、東京営業部と関東営業部に再編
- 1984 (昭和59年) 3 オンライン・システム稼働  
8 全国銀行データ通信システムに加盟  
9 『信用組合史統一全信組連30年史-』刊行
- 1985 (昭和60年) 5 信組情報サービス(株)設立・業務開始
- 1986 (昭和61年) 5 資金量2兆円達成
- 1989 (平成元年) 6 金融先物取引業者の認可受ける  
10 資金量3兆円達成
- 1990 (平成2年) 2 普通出資125億円に増額
- 1991 (平成3年) 5 全国信組共同センターの第3次オンライン・システム稼働  
8 全国しんくみ保証(株)設立(3.9業務開始)  
11 しんくみデータ伝送システムスタート
- 1992 (平成4年) 3 日本銀行と歳入復代理店契約締結  
5 第5代理事長に関水誠(大東京信用組合理事長)就任  
12 (株)共同債権買取機構に出資
- 1993 (平成5年) 1 本部別館竣工(東京都江東区猿江1-1-15)  
6 東京、関東営業部を本店営業部と東京支店に再編成  
10 外国為替業務の取扱開始  
12 (株)オリエンコーポレーションと社会貢献カード「ピーターバンカード」の業務提携契約調印
- 1994 (平成6年) 3 国債窓販業務の取扱開始  
8 インパクトローンの取扱開始  
11 信組界の次期コンピュータ化推進計画決定  
12 短期プライムレート連動型住宅ローンの取扱開始  
外貨預金の取扱開始

- 1995 (平成7年) 1 阪神・淡路大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱開始  
(株)東京共同銀行に出資  
3 普通出資250億円に増額  
9 「中小企業経営強化特別代理貸付(スーパーマル経)」の取扱開始
- 1996 (平成8年) 5 第6代理事長に川野忠夫(広島市信用組合会長)就任  
11 ホームページを開設
- 1997 (平成9年) 2 太田昭和監査法人(現「新日本有限責任監査法人」と任意監査契約を締結  
5 専任理事長制を導入  
初代会長に川野忠夫(広島市信用組合会長)、第7代理事長に熊澤二郎就任
- 1998 (平成10年) 1 新全国信組共同センター竣工(千葉県白井市桜台1-2)  
4 ロゴ・シンボルマークの使用開始  
5 第2代会長に幡谷祐一(茨城県信用組合理事長)就任  
6 日本デビットカード推進協議会に参加  
12 証券投資信託窓口販売(取次方式)の取扱開始
- 1999 (平成11年) 5 全国信組共同センターのポスト第3次オンライン・システム稼働  
7 日債銀債権回収(株)(現「あおぞら債権回収(株)」)に出資  
10 全国信組不動産(株)とゼンシン商事(株)が合併(しんくみ総合サービス(株)に商号を改め営業開始)
- 2000 (平成12年) 3 北海道信用協同組合連合会(略称:道信組連)の業務の引き継ぎ  
4 日本ICカード推進協議会に参加  
6 預金保険機構に加盟  
7 インターネット・モバイルバンキングの取扱開始  
日本インターネット決済推進協議会に参加  
9 本店営業部と東京支店を統合  
11 信用組合に対する資本増強支援策を決定
- 2001 (平成13年) 3 信用組合の国債振替決済制度への間接参加  
日本マルチペイメントネットワーク運営機構に参加  
5 優先出資(第1回)20億円発行  
8 優先出資(第2回)20億円発行  
9 「くみれんネット(情報系)」の運用を開始  
広島支店と高松支店を統合  
11 確定拠出年金業務を開始
- 2002 (平成14年) 1 「くみれんネット(勘定系)」の運用を開始  
3 普通出資478億円に増額  
4 「信用組合経営安定支援制度」がスタート  
8 優先出資(第3回)20億円発行  
9 名古屋支店と金沢支店を統合  
11 普通出資488億円に増額  
大阪支店と神戸支店を統合
- 2003 (平成15年) 1 国債振替業務を開始  
4 (株)産業再生機構に出資  
6 総代会制から総会制へ移行  
第8代理事長に花野昭男就任  
7 商工組合中央金庫(現「(株)商工組合中央金庫」)、国民生活金融公庫(現「(株)日本政策金融公庫」との間で業務連携・協力の覚書締結  
8 優先出資(第4回)20億円発行
- 2004 (平成16年) 3 平成16.3.29創立50周年  
5 アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」)とのATM利用提携を開始  
8 優先出資(第5回)20億円発行  
9 「信用組合史続々」刊行  
10 甲府支店の廃店と本店営業部を本店営業第一部と本店営業第二部に再編成
- 2005 (平成17年) 5 他行カード振込業務の取扱開始
- 2006 (平成18年) 1 相互入金業務の取扱開始  
一般債振替業務を開始
- 2007 (平成19年) 1 投資信託振替業務を開始  
2 第9代理事長に小山嘉昭就任  
5 第5次オンラインシステム稼働  
9 日本銀行との代理人取引を開始
- 2008 (平成20年) 2 長期固定金利貸付の取扱いを開始  
再生ファンド「しんくみ리카バリ」を創設  
5 「くみれんネット」新システムを稼働  
9 イオン銀行とのATM相互利用提携を開始
- 2009 (平成21年) 1 永久劣後ローンによる資本調達を実施

### [全信組連および子会社等の主要な事業の内容および組織の構成]

全信組連グループ(当会および当会の関係会社)は、当会および連結対象子会社3社で構成され、各種金融業務を中心に、コンピュータセンターの運営や個人ローン保証など、信用組合業界の中核を担う総合的なサービスを提供しています。

#### ● 組織の構成および主な事業の内容



### [子会社等の概要]

#### 【子会社】

会社名	信組情報サービス株式会社
本店所在地	千葉県白井市桜台1丁目2番
事業内容	信用組合の電子計算事務受託等
設立年月日	昭和60年5月1日
資本金	3,000,000千円
代表者	植原 道治
常勤役員数	98名
当会議決権比率	94.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	しんくみ総合サービス株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番12号
事業内容	信用組合および全信組連の業務の用に供する物品の購入・斡旋または管理、事業用不動産の管理業務等
設立年月日	昭和45年12月23日
資本金	32,500千円
代表者	野口 晃
常勤役員数	11名
当会議決権比率	59.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	全国しんくみ保証株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番1号
事業内容	信用組合および全信組連が行う貸付にかかる債務の保証
設立年月日	平成3年8月7日
資本金	30,000千円
代表者	矢島 勝
常勤役員数	5名
当会議決権比率	85.2%
当会子会社等議決権比率	—

#### 【関連会社】

該当ありません。

(平成21年6月30日現在)

## 単体資料

● 平成20年度の事業概況	48
● 単体財務諸表	50
● 会計監査人による監査等・経営諸比率	55
● 損益の状況	56
● 主な手数料	57
● 預金等の状況	58
● 貸出の状況	60
● 有価証券の状況	62
● 金銭の信託・デリバティブ取引の状況	64
● その他業務の状況	65
● 自己資本の充実の状況	68

- (注) 1. 本文および各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なしを表しています。

## 平成20年度の業績

### ● 資金調達状況

預金と譲渡性預金を合わせた資金量は、信用組合の余裕金の一部が有価証券運用等に振り向けられたことから、前期比1,887億円(△5.0%)減少し、3兆5,385億円となりました。

借入金は、当年度において、会員信用組合から永久劣後ローンによる資本調達を実施したことから、349億円の残高となりました。

### ● 資金運用状況

有価証券は、リスクカテゴリーの多様化を進める一環として円建の外国証券での運用が増加しましたが、その一方で国債の売却を進めたことから、前期比2,839億円(△9.1%)減少し、2兆8,165億円となりました。

貸出金は、事業法人向けの貸出は増加しましたが、代理貸付金が依然として減少傾向にあることから、前期比116億円(△2.9%)減少し、3,863億円となりました。

### ● 損益状況

経常収益は、有価証券利息配当金を中心に資金運用収益が増加したことに加えて、国債の売却益の計上により、前期比89億円(16.0%)増加し、645億円となりました。



一方、経常費用は、リーマン・ブラザーズの破綻を契機とした世界的な金融危機の影響による有価証券の売却損の計上や減損処理により、前期比111億円(21.0%)増加し、641億円となりました。

この結果、経常利益は、前期比22億円(△86.1%)減少し、3億円となりました。

以上に特別損益等を加味した当期純利益は、前期比51億円(△97.9%)減少し、1億円となりました。

### ● 配当

当期の普通出資配当については、前年度と同様に年4%の割合で配当を実施しております。

また、優先出資配当については、年0.4%の割合で配当を実施しております。

### ● 自己資本比率の状況

自己資本比率の分子である自己資本の額は、会員信組から永久劣後ローンによる資本調達を実施したこと等により、前期比179億円(17.1%)増加して1,223億円となりました。

また、自己資本比率の分母であるリスクアセットは、世界的な金融危機を反映して、運用を委託しているファンド(投資信託)がリスク資産のウェイトを引き下げたこと等により、前期比580億円(△7.3%)減少して、7,296億円となりました。

この結果、平成20年度の単体自己資本比率(国内基準)は前期比3.51ポイント上昇し、16.76%となりました。

国内で営業を行う金融機関に求められる基準である4.0%を大きく上回り、引続き健全な水準を維持しております。

### 自己資本調達手段の概要

全信組連は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、出資金の約9割にあたる488億円を全国162の信用組合から普通出資として受入れ、50億円を会員以外の団体から優先出資として受入れています。

また、平成21年1月に、系統中央金融機関として信用組合業界の信用力の維持や、安定収益確保のための運用の多様化推進を目的として、信用組合から永久劣後ローンの供与により349億円の資本増強を実施し、強固な自己資本基盤を有しています。



### 主要な経営指標の推移(単体)

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益	32,668	34,050	47,759	55,631	64,543
経常費用	26,930	31,291	44,243	53,001	64,179
経常利益	5,738	2,759	3,516	2,629	364
当期純利益	4,919	3,192	4,573	5,292	108
出資総額	53,855	53,855	53,855	53,855	53,855
普通出資	48,855	48,855	48,855	48,855	48,855
優先出資	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
出資総口数(口)	513,559	513,559	513,559	513,559	513,559
普通出資(口)	488,559	488,559	488,559	488,559	488,559
優先出資(口)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
出資配当金	2,083	2,097	2,097	1,964	1,964
普通出資	1,954	1,954	1,954	1,954	1,954
優先出資	128	143	143	10	10
資金量	3,395,856	3,526,769	3,683,800	3,727,298	3,538,524
預金残高	3,377,356	3,525,769	3,683,800	3,727,298	3,538,524
貸出金残高	552,560	535,469	477,166	398,002	386,346
有価証券残高	2,745,661	2,886,163	2,895,704	3,100,564	2,816,596
総資産額	3,798,082	3,909,862	3,858,527	3,903,922	3,732,883
純資産額	158,580	133,311	148,697	139,715	122,632
職員数(人)	293	285	285	284	283
単体自己資本比率(%)	11.10	10.98	16.45	13.25	16.76

(注) 1. 資金量＝預金＋組合短期資金＋譲渡性預金

2. 平成18年度以降の単体自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

(資産の部)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
現金	9	11
預け金	56,430	190,972
コールローン	98,120	190,147
買現先勘定	—	9,995
債券貸借取引支払保証金	50,643	—
買入金銭債権	176,854	123,710
金銭の信託	14,420	3,896
有価証券	3,100,564	2,816,596
国債	1,803,994	1,321,332
地方債	11,444	23,944
短期社債	4,990	—
社債	574,625	570,307
株式	3,994	3,479
その他の証券	701,515	897,532
貸出金	398,002	386,346
手形貸付	3,001	4,005
証書貸付	255,011	235,271
当座貸越	71,705	90,435
代理貸付金	68,284	56,632
再預託金	43	12
外国為替	208	317
外国他店預け	206	317
取立外国為替	2	—
その他の資産	12,894	11,729
長期出資金	917	901
前払費用	6	11
未収収益	7,396	6,839
金融派生商品	0	0
その他の資産	4,574	3,977
有形固定資産	8,724	8,329
建物	2,256	2,154
土地	6,025	5,881
建設仮勘定	293	—
リース資産	—	3
その他の有形固定資産	148	290
無形固定資産	711	645
ソフトウェア	319	610
ソフトウェア仮勘定	360	—
その他の無形固定資産	31	34
繰延税金資産	2,679	8,089
債務保証見返	88	58
貸倒引当金	△ 1,707	△ 1,549
(うち個別貸倒引当金)	(△ 190)	(△ 856)
投資損失引当金	△ 14,766	△ 16,424
資産の部合計	3,903,922	3,732,883

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )		
預 金	3,692,718	3,531,665
当 座 預 金	609	593
普 通 預 金	255,574	331,954
定 期 預 金	3,197,399	3,020,851
保 障 基 金 定 期 預 金	99,650	100,568
そ の 他 の 預 金	139,484	77,697
讓 渡 性 預 金	34,579	6,858
借 用 金	—	34,900
借 入 金	—	34,900
預 託 金	43	12
外 国 為 替	0	—
そ の 他 負 債	34,619	34,988
未 払 費 用	24,972	30,021
未 払 法 人 税 等	1,796	654
前 受 収 益	11	14
職 員 預 り 金	172	170
金 融 派 生 商 品	8	13
そ の 他 の 負 債	7,658	4,114
賞 与 引 当 金	256	256
退 職 給 付 引 当 金	304	101
制 度 融 資 等 負 担 引 当 金	488	288
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	108	120
合 併 支 援 負 担 引 当 金	1,000	1,000
債 務 保 証	88	58
負 債 の 部 合 計	3,764,206	3,610,250
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	53,855	53,855
普 通 出 資 金	48,855	48,855
優 先 出 資 金	5,000	5,000
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
資 本 準 備 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	79,260	77,404
利 益 準 備 金	15,300	15,900
そ の 他 利 益 剰 余 金	63,960	61,504
特 別 積 立 金	54,950	57,950
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,010	3,554
会 員 勘 定 合 計	138,116	136,260
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,599	△ 13,627
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,599	△ 13,627
純 資 産 の 部 合 計	139,715	122,632
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,903,922	3,732,883

■損益計算書

(単位：百万円)

	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
経常収益	55,631	64,543
資金運用収益	46,666	51,032
貸出金利	6,672	5,930
預け金利	342	472
コールローン利息	2,302	1,270
買現先利息	11	93
債券貸借取引受入利息	12	2
有価証券利息配当金	35,433	41,425
再預託金利息	7	7
その他の受入利息	1,884	1,830
役員取引等収益	1,016	1,015
受入為替手数料	45	47
その他の役員収益	970	967
その他業務収益	5,135	12,058
外国為替売買益	15	35
国債等債券売却益	5,069	11,948
金融派生商品収益	—	39
その他の業務収益	51	35
その他経常収益	2,812	437
株式等売却益	2,378	197
その他の経常収益	433	239
経常費用	53,001	64,179
資金調達費用	33,513	32,920
預金利息	29,704	31,943
譲渡性預金利息	3,800	674
借入金利息	—	110
コールマネー利息	—	184
預託金利息	7	7
その他の支払利息	1	1
役員取引等費用	982	767
支払為替手数料	24	25
その他の役員費用	957	742
その他業務費用	3,742	13,576
国債等債券売却損	892	6,394
国債等債券償還	661	4,624
国債等債券償却	1,597	2,138
金融派生商品費用	120	—
その他の業務費用	468	418
経費	5,347	5,219
人件費	2,918	2,901
物件費	1,978	2,114
税金	450	203
その他経常費用	9,416	11,695
投資損失引当金繰入額	2,184	1,658
株式等売却損	1,277	427
株式等償却	—	2,577
金銭の信託運用損	1,567	4,132
その他資産償却	0	0
合併支援負担金	3,904	2,900
その他の経常費用	481	—
経常利益	2,629	364
特別利益	7,067	217
固定資産処分益	—	59
貸倒引当金戻入	7,067	158
特別損失	8	116
固定資産処分損	8	116
税引前当期純利益	9,688	464
法人税、住民税及び事業税	2,245	892
法人税等調整額	2,149	△ 535
法人税等合計	4,395	356
当期純利益	5,292	108
前期繰越金	3,717	3,446
当期末処分剰余金	9,010	3,554

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
当期末処分剰余金	9,010	3,554
剰余金処分額	5,564	2,364
利益準備金	600	400
普通出資に対する配当金	1,954	1,954
優先出資に対する配当金	10	10
特別積立金	3,000	—
次期繰越金	3,446	1,190

(注) 1. 平成19年度および平成20年度の普通出資配当は年4%の割合でそれぞれ実施しました。  
2. 平成19年度および平成20年度の優先出資配当は年0.4%の割合でそれぞれ実施しました。

重要な会計方針および注記事項(平成20年度)

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

「債券の保有目的の区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号(平成20年12月5日 企業会計基準委員会))が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月21日および平成21年3月31日に「売買目的有価証券」を「その他有価証券」に区分変更しておりますが、これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、税引前当期純利益は805百万円増加、繰延税金資産は253百万円増加、その他有価証券評価差額金は552百万円減少しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「注記事項」の21に記載しております。

(追加情報)

市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度末においては合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。

この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は14,137百万円増加、繰延税金資産は4,443百万円減少、その他有価証券評価差額金が9,693百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論価モデルを採用することとし、フローカーから入手した理論値は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、フローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分(コンバクティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティーに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティー・カーブを用いて評価しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～60年  
その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法による評価をしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、当該変更に伴う損益への影響はありません。

4. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、当事業年度末の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権につ

いては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

また、当会は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

ア. 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在)	
年金資産の額	316,216百万円
年金財政計算上の給付債務の額	352,905百万円
差引額	△36,689百万円

イ. 制度全体に占める当会の掛金拠出割合(平成20年3月31日現在)

2.26%

なお、一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当事業年度末における退職給与支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。

(5) 制度融資等負担引当金

制度融資等負担引当金は、経営合理化資金、合併強化資金及び保障基金機構融資等に伴い将来発生する可能性のある負担を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 合併支援負担引当金

合併支援負担引当金は、合併支援資金制度等に基づき翌事業年度以降に予定されている信用組合の合併に対して支出が見込まれる金銭贈与に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で行っております。

注記事項

〔貸借対照表関係〕

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、1,700百万円であります。延滞債権額は

14,176百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,120百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,997百万円あります。

なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理

した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、904百万円であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 7,786百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円
- 社債には、劣後特約付社債3,397百万円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 230,520円68銭
- 理事及び監事との間の取引による  
理事及び監事に対する金銭債権総額 4,492百万円
- 理事及び監事との間の取引による  
理事及び監事に対する金銭債務総額 7,510百万円
- 子会社等の株式(及び出資)総額 2,878百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 3,846百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 1,199百万円
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 有価証券 104,895百万円  
なお、担保資産に対応する債務はありません。  
上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券224,528百万円を差し入れております。

- 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下22.まで同様であります。  
(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
(2)満期保有目的の債券の時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国 債	15,804	15,741	△62	—	62
地 方 債	2,999	3,000	0	0	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—
社 債	532,231	520,822	△11,408	1,270	12,679
そ の 他	606,131	580,325	△25,806	686	26,492
合 計	1,157,167	1,119,890	△37,276	1,958	39,234

- 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- 「うち益」「うち損」はそれぞれの「差額」の内訳であります。
- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものはありません。
- その他有価証券の時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	202	306	104	104	—
債 券	1,339,502	1,364,548	25,046	25,581	535
国 債	1,280,112	1,305,528	25,415	25,438	22
地 方 債	20,888	20,944	56	122	66
社 債	38,501	38,076	△425	20	446
そ の 他	480,052	437,129	△42,923	214	43,137
合 計	1,819,758	1,801,985	△17,772	25,900	43,673

- 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。
- 市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度末においては合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は14,137百万円増加、繰延税金資産は4,443百万円減少、その他有価証券評価差額金が9,693百万円増加しております。  
なお、合理的に算定された価額については、一般に広く普及している理論価モデルを採用することとし、フローカーから入手した理論価は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。  
なお、フローカーから入手した理論価は元本部分、クーポン部分(コンベクシティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティーに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティー・カーブを用いて評価しております。
- 「うち益」「うち損」はそれぞれの「評価差額」の内訳であります。
- 上記の評価差額から繰延税金資産4,145百万円を差し引いた額△13,627百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
- その他有価証券の時価のあるものうち、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したものと、及び当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したもののうち一定のものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を減損処理しております。  
当事業年度における減損処理額は、「その他」に含まれる外国証券1,740百万円、投資信託2,975百万円です。  
なお、「償却・引当規程」の見直しを行い、期末時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したものの時価の回復見込みについて過去の一定期間の時価の平均下落率により判断する規定を、過去の一定期間に時価が取得原価または償却原価を上回ったことがあるかどうかにより判断する規定に変更しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益が12,828百万円増加しております。

- 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
外国債券	5,897	1,298	△4,599	発行体の破綻

- 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	877,312	12,145	2,222

- 時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	2,878
その他有価証券	
非上場株式	294
優先出資証券	47,982

- 当事業年度中に「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号(平成20年12月5日 企業会計基準委員会))に基づき、「売

買目的有価証券」から「その他有価証券」に保有目的を変更したものは、次のとおりであります。

- (1)ユーロ円債(振替時の時価5,927百万円)  
流動性が極端に低下したことなどから売却が実質的に不可能な状況であるため、平成21年1月21日に保有目的区分の変更を行っており、この変更に伴う当期の時価評価損益の額は2,610百万円となっております。  
貸借対照表計上額は、5,121百万円となっており、従来の区分で保有した場合に比べ、税引前当期純利益は805百万円増加、繰延税金資産は253百万円増加、その他有価証券評価差額金は552百万円減少しております。
- (2)金銭的信託(振替時の時価3,896百万円)  
流動性が極端に低下したことなどから解約が実質的に不可能な状況であるため、平成21年3月31日に保有目的区分の変更を行っており、この変更に伴う当期の時価評価損益の額は1,103百万円となっております。  
貸借対照表計上額は3,896百万円となっており、期末日に保有目的区分の変更を行っているため、従来の区分で保有した場合に比べた影響はありません。
22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	250,066	1,222,720	340,387	102,410
国 債	76,868	816,284	325,769	102,410
地 方 債	2,999	14,386	6,558	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	170,198	392,049	8,060	—
そ の 他	242,594	560,793	118,255	1,721
合 計	492,660	1,783,513	458,643	104,131

23. 金銭的信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭的信託	3,896	3,896	—	—	—

- (注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。
- 「うち益」「うち損」はそれぞれの「評価差額」の内訳であります。
- 運用目的の金銭的信託及び満期保有目的の金銭的信託の取扱はありません。

24. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に54,435百万円含まれております。
25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,230百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,230百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,657百万円
年金資産(時価)	2,651百万円
未積立退職給付債務	△1,005百万円
会計基準変更時差の未処理額	—百万円
未認識数理計算上の差異	903百万円
未認識過去勤務債務	—百万円
貸借対照表計上額の純額	△101百万円
前払年金費用	—百万円
退職給付引当金	101百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	185百万円
有価証券評価差額	5,585百万円
投資損失引当金	5,162百万円
制度融資等負担引当金	90百万円
合併支援負担引当金	314百万円
土地の減損	1,481百万円
有価証券減損	1,408百万円
その他	725百万円
繰延税金資産小計	14,953百万円
評価性引当額	△6,610百万円
繰延税金資産合計	8,343百万円
繰延税金負債	
その他	254百万円
繰延税金負債合計	254百万円
繰延税金資産(負債)の純額	8,089百万円
28. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.73%
住民税均等割	3.75%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△15.11%
評価性引当額の増減	58.71%
その他	△3.79%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.72%

- (損益計算書関係)

1. 子会社等との取引による収益総額 181,113千円  
子会社等との取引による費用総額 146,566千円
2. 出資1口当たり当期純利益金額 200円96銭

■会計監査人による監査

貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受け適正である旨の監査報告を受理しています。

■代表理事の確認

私は当会の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第55期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成21年6月2日

全国信用協同組合連合会 理事長

小山 嘉昭 

■預貸率・資貸率・預証率

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度
預 貸 率 (末残)	10.67	10.91
〃 (平残)	11.10	10.18
資 貸 率 (末残)	10.67	10.91
〃 (平残)	11.10	10.18
預 証 率 (末残)	83.18	79.59
〃 (平残)	78.29	84.28

(注)資貸率=貸出金÷(預金+譲渡性預金)

■利益率

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度
総資産経常利益率	0.06	0.00
総資産当期純利益率	0.12	0.00
純資産(資本)経常利益率	1.90	0.26
純資産(資本)当期純利益率	3.83	0.07

■資金運用利回、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度
資金運用利回	1.12	1.24
資金調達原価率	0.97	0.97
総資金利鞘	0.15	0.27

■常勤役職員1人あたりおよび1店舗あたり資金量・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
1人あたり資金量	12,062	11,305
1人あたり貸出金	1,288	1,234
1店舗あたり資金量	465,912	442,315
1店舗あたり貸出金	49,750	48,293

(注) 1. 資金量=預金+譲渡性預金  
2. 常勤役職員数は期末人員

■粗利益、業務純益

(単位：百万円、%)

	平成19年度	平成20年度
資金運用収益	46,666	51,032
資金調達費用	33,329	32,802
資金運用収支	13,337	18,229
役務取引等収益	1,016	1,015
役務取引等費用	982	767
役務取引等収支	33	248
その他業務収益	5,135	12,058
その他業務費用	3,742	15,129
その他業務収支	1,393	△ 3,070
業務粗利益	14,765	15,407
業務粗利益率	0.35	0.37
一般貸倒引当金繰入	—	—
経費(除く臨時処理分)	5,447	5,290
業務純益	9,317	10,116

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(19年度184百万円、20年度118百万円)を控除して表示しています。  
 2. その他業務費用には、損益計算書上で「その他経常費用」に計上している投資損失引当金繰入額の内、債券に係るもの(19年度一百万円、20年度1,553百万円)を加えて表示しております。  
 3. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高  
 4. なお、経費については当事業年度より臨時処理分を除いて算出しております。このため、前事業年度の経費についても臨時処理分を除いた計数に修正を行っております。

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	平成19年度			平成20年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	4,155,933	46,666	1.12	4,092,109	51,032	1.24
貸出金	441,122	6,672	1.51	392,866	5,930	1.50
預け金	54,835	342	0.62	67,862	472	0.69
コールローン	354,700	2,302	0.64	191,116	1,270	0.66
買現先勘定	1,823	11	0.62	20,776	93	0.45
債券貸借取引支払保証金	2,014	12	0.63	359	2	0.65
買入金銭債権	180,956	1,881	1.03	156,275	1,828	1.17
有価証券	3,110,271	35,433	1.13	3,252,543	41,425	1.27
その他資産	10,208	10	0.10	10,308	8	0.08
資金調達勘定	3,960,854	33,329	0.84	3,903,735	32,802	0.84
預金	3,877,035	29,704	0.76	3,824,266	31,943	0.83
譲渡性預金	95,598	3,800	3.97	34,503	674	1.95
借入金	—	—	—	5,832	110	1.89
その他負債	10,175	8	0.08	10,177	8	0.07

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(19年度3,854百万円、20年度6,605百万円)、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(19年度21,955百万円、20年度14,076百万円)および運用見合費用(19年度184百万円、20年度118百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

■受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,072	4,266	5,338	△ 9	4,439	4,430
貸出金	△ 621	373	△ 248	△ 699	△ 42	△ 741
預け金	17	188	205	87	41	129
コールローン	523	1,118	1,642	△ 1,099	67	△ 1,031
買現先勘定	△ 2	4	2	86	△ 3	82
有価証券	1,156	2,581	3,737	1,615	4,376	5,992
支払利息	1,310	7,939	9,249	△ 2,151	1,263	△ 887
預金	1,424	8,073	9,497	△ 410	2,649	2,239
譲渡性預金	△ 113	△ 133	△ 247	△ 1,740	△ 1,385	△ 3,126

- (注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については按分計算しています。

■役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
役務取引等収益	1,016	1,015
役務取引等費用	982	767
うち代理貸付手数料	489	379
役務取引等収支	33	248

■その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
国債等債券関係損益	1,917	△ 1,209
その他	△ 523	△ 307
その他業務損益	1,393	△ 1,517

■経費の内訳

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
人件費	2,918	2,901
物件費	1,978	2,114
税金	450	203
合 計	5,347	5,219

(注) 税金には、法人税・住民税・配当利子所得税・事業税を含みません。

■内国為替取扱手数料(1件あたり)

		手数料額	
振込手数料 (電信扱・文書扱)	当会本支店宛 (同一店内を含む)	3万円未満	210円(うち消費税等10円)
		3万円以上	420円(うち消費税等20円)
	他行宛	3万円未満	630円(うち消費税等30円)
		3万円以上	840円(うち消費税等40円)
送金手数料	当会本支店宛	—	420円(うち消費税等20円)
	他行宛	普通扱	630円(うち消費税等30円)
代金取立手数料	当会本支店宛	—	420円(うち消費税等20円)
		普通扱	630円(うち消費税等30円)
	他行宛	至急扱	840円(うち消費税等40円)
送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、取立手形店頭呈示料(注)、不渡手形返却料			630円(うち消費税等30円)

(注) 630円を超える実費を要する場合は、実費分を申し受けます。

(平成21年4月1日現在)

■その他手数料

		手数料額	
残高証明書発行	随時発行	1枚	630円(うち消費税等30円)
	定期発行	1枚	420円(うち消費税等20円)
当座小切手帳発行	—	1冊50枚	1,050円(うち消費税等50円)
自己宛小切手発行	—	1枚	840円(うち消費税等40円)
証書・通帳再発行	—	1通	1,050円(うち消費税等50円)

(平成21年4月1日現在)

■預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	256,183	6.9	332,548	9.4
当座預金	609	0.0	593	0.0
普通預金	255,574	6.9	331,954	9.4
通知預金	—	—	—	—
定期性預金	3,297,049	88.5	3,121,420	88.2
定期預金	3,197,399	85.8	3,020,851	85.4
保障基金定期預金	99,650	2.7	100,568	2.8
その他の預金	139,484	3.7	77,697	2.2
小計	3,692,718	99.1	3,531,665	99.8
譲渡性預金	34,579	0.9	6,858	0.2
合計	3,727,298	100.0	3,538,524	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金  
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	262,930	6.6	228,094	5.9
当座預金	459	0.0	430	0.0
普通預金	262,450	6.6	227,664	5.9
通知預金	20	0.0	—	—
定期性預金	3,517,048	88.5	3,482,311	90.2
定期預金	3,417,910	86.0	3,381,587	87.6
保障基金定期預金	99,137	2.5	100,723	2.6
その他の預金	97,055	2.5	113,860	3.0
小計	3,877,035	97.6	3,824,266	99.1
譲渡性預金	95,598	2.4	34,503	0.9
合計	3,972,634	100.0	3,858,770	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金  
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金者別残高

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員 預 金	3,661,851	98.2	3,500,661	98.9
会 員 外 預 金	65,446	1.8	37,862	1.1
合 計	3,727,298	100.0	3,538,524	100.0

(注) 譲渡性預金を含みます。

■定期性預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	3か月以下	3か月超 6か月以下	6か月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合 計
平成19年度							
定期性預金	926,358	388,553	341,831	671,209	466,517	502,579	3,297,049
うち固定金利定期預金	926,358	388,553	341,831	671,209	466,517	502,579	3,297,049
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
平成20年度							
定期性預金	722,541	311,189	417,994	833,442	418,091	418,161	3,121,420
うち固定金利定期預金	722,541	311,189	417,994	833,442	418,091	418,161	3,121,420
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—

■貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	3,001	0.7	4,005	1.0
証書貸付	255,011	64.1	235,271	60.9
当座貸越	71,705	18.0	90,435	23.4
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	68,284	17.2	56,632	14.7
合計	398,002	100.0	386,346	100.0

■貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	13,208	3.0	4,526	1.2
証書貸付	312,193	70.8	277,605	70.7
当座貸越	38,776	8.8	49,261	12.5
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	76,944	17.4	61,474	15.6
合計	441,122	100.0	392,866	100.0

■貸出先別残高

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	67,334	16.9	77,868	20.2
会員外	330,668	83.1	308,477	79.8
代理貸付金	68,284	17.2	56,632	14.7
事業法人等	190,365	47.8	231,244	59.8
その他	72,019	18.1	20,600	5.3
合計	398,002	100.0	386,346	100.0

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	合計
平成19年度						
貸出金	165,010	88,498	56,744	22,793	64,954	398,002
うち固定金利貸出	133,624	27,624	16,029	5,520	9,254	192,054
うち変動金利貸出	31,385	60,874	40,714	17,273	55,700	205,948
平成20年度						
貸出金	144,120	82,941	83,509	20,120	55,654	386,346
うち固定金利貸出	93,818	19,160	9,234	6,560	15,403	144,177
うち変動金利貸出	50,301	63,780	74,274	13,559	40,251	242,168

■使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	325,590	81.8	324,764	84.1
設備資金	72,411	18.2	61,581	15.9
合計	398,002	100.0	386,346	100.0

■担保別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成19年度				平成20年度			
	貸出金		債務保証見返		貸出金		債務保証見返	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
預金	93,135	23.4	—	—	77,071	19.9	—	—
有価証券	4,492	1.2	—	—	4,492	1.2	—	—
不動産	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産	33,036	8.3	—	—	32,338	8.4	—	—
その他	37,891	9.5	—	—	28,866	7.5	—	—
小計	168,555	42.4	—	—	142,768	37.0	—	—
信用保証協会・信用保険	48	0.0	—	—	38	0.0	—	—
保証	23,653	5.9	88	100.0	2,086	0.5	58	100.0
信用	205,745	51.7	—	—	241,452	62.5	—	—
合計	398,002	100.0	88	100.0	386,346	100.0	58	100.0

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	45,995	11.6	72,320	18.7
農業	4	0.0	3	0.0
鉱業	15	0.0	11	0.0
建設業	14,226	3.6	14,559	3.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,236	0.3	5,432	1.4
情報通信業	5,445	1.4	5,701	1.5
運輸業	39,236	9.9	28,836	7.5
卸売・小売業	11,668	2.9	19,896	5.1
金融・保険業	114,239	28.7	120,188	31.1
不動産業	51,400	12.9	34,292	8.9
各種サービス	73,840	18.5	47,255	12.2
雇用・能力開発機構等	2,482	0.6	4,978	1.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	38,211	9.6	32,869	8.5
合計	398,002	100.0	386,346	100.0

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	残高	増減額	残高	増減額
一般貸倒引当金	1,516	△ 5,075	693	△ 823
個別貸倒引当金	190	△ 1,991	856	665
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	1,707	△ 7,067	1,549	△ 158

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
貸出金償却	—	—

■有価証券残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

		平成19年度		平成20年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
国	債	1,803,994	58.2	1,321,332	46.9
地 方	債	11,444	0.4	23,944	0.9
短 期 社	債	4,990	0.2	—	—
社	債	574,625	18.5	570,307	20.2
株	式	3,994	0.1	3,479	0.1
そ の 他		701,515	22.6	897,532	31.9
合	計	3,100,564	100.0	2,816,596	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

		平成19年度		平成20年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
国	債	1,843,746	59.3	1,677,120	51.6
地 方	債	11,509	0.4	19,018	0.6
短 期 社	債	97,614	3.1	84,399	2.6
社	債	596,938	19.2	583,899	18.0
株	式	3,356	0.1	3,365	0.1
そ の 他		557,105	17.9	884,741	27.1
合	計	3,110,271	100.0	3,252,543	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成19年度								
有 価 証 券	642,907	972,478	981,567	49,872	42,260	212,426	199,052	3,100,564
国 債	383,590	516,114	642,210	30,540	19,112	212,426	—	1,803,994
地 方 債	8,445	2,998	—	—	—	—	—	11,444
短 期 社 債	4,990	—	—	—	—	—	—	4,990
社 債	99,965	272,305	194,006	8,347	—	—	—	574,625
株 式	—	—	—	—	—	—	3,994	3,994
そ の 他	145,914	181,059	145,349	10,984	23,148	—	195,058	701,515
平成20年度								
有 価 証 券	405,971	876,503	818,355	113,870	328,128	102,410	171,357	2,816,596
国 債	76,868	398,629	417,655	62,172	263,597	102,410	—	1,321,332
地 方 債	2,999	12,660	1,726	2,769	3,789	—	—	23,944
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	170,198	252,608	139,440	7,148	911	—	—	570,307
株 式	—	—	—	—	—	—	3,479	3,479
そ の 他	155,905	212,605	259,533	41,780	59,829	—	167,877	897,532

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■商品有価証券の種類別残高(平均残高)

該当ありません。

■ 有価証券の時価等情報

貸借対照表の「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

● 売買目的有価証券

該当ありません。

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成19年度						平成20年度					
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
国 債	25,788	26,005	216	216	-	15,804	15,741	△ 62	-	62		
地 方 債	5,014	5,010	△ 4	0	4	2,999	3,000	0	0	-		
短 期 社 債	4,990	4,990	-	-	-	-	-	-	-	-		
社 債	530,532	531,815	1,283	2,469	1,186	532,231	520,822	△ 11,408	1,270	12,679		
そ の 他	582,642	574,288	△ 8,354	385	8,740	606,131	580,325	△ 25,806	686	26,492		
合 計	1,148,969	1,142,110	△ 6,859	3,071	9,930	1,157,167	1,119,890	△ 37,276	1,958	39,234		

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成19年度						平成20年度					
	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額			取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
株 式	202	840	638	638	-	202	306	104	104	-		
債 券	1,811,148	1,828,728	17,580	26,836	9,255	1,339,502	1,364,548	25,046	25,581	535		
国 債	1,759,780	1,778,205	18,424	26,808	8,383	1,280,112	1,305,528	25,415	25,438	22		
地 方 債	6,430	6,429	△ 0	1	1	20,888	20,944	56	122	66		
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
社 債	44,937	44,093	△ 844	27	871	38,501	38,076	△ 425	20	446		
そ の 他	325,127	309,237	△ 15,890	1,183	17,074	480,052	437,129	△ 42,923	214	43,137		
合 計	2,136,478	2,138,806	2,328	28,658	26,329	1,819,758	1,801,985	△ 17,772	25,900	43,673		

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
満期保有目的の債券	-	-
子会社および関連会社株式	2,875	2,878
その他有価証券	-	-
株 式	278	294
そ の 他	36,490	47,982

■金銭の信託の時価等情報

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	14,420	△ 1,739	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

● 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

● その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額			取得原価	貸借対照表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	3,896	3,896	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

■デリバティブ取引の時価等情報

● 通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	為替予約	平成19年度				平成20年度			
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益		
								うち1年超	うち1年超
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	11	—	0	0	12	—	0	0
	合計			0	0			0	0

● クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

店頭	クレジットデリバティブ	平成19年度				平成20年度			
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益		
								うち1年超	うち1年超
	売建	1,000	1,000	△ 8	△ 8	1,000	1,000	△ 13	△ 13
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計			△ 8	△ 8			△ 13	△ 13

● その他のデリバティブ取引

該当ありません。

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価は、割引現在価値により算定しています。

3. 通貨関連取引は実需に基づくものであり、投資目的ではございません。

4. クレジットデリバティブ取引の「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引です。

5. ファンドおよびパッケージ債に含まれる、当会が直接の取引対象となっていないデリバティブ取引は、63ページの「有価証券の時価等情報」に含めて開示しています。

■信用組合の内国為替制度加盟状況

(単位：信組)

	平成19年度	平成20年度
地域信用組合	103	101
業域信用組合	26	26
職域信用組合	15	15
民族系信用組合	16	16
未加盟信用組合	4	4
合計	164	162

(注) 上記以外に全信組連と㈱整理回収機構が内国為替制度に加盟しています。

■信用組合の内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成19年度		平成20年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向	10,465,299	11,434,998	10,140,631	11,291,175
	被仕向	13,256,066	11,405,632	13,241,576	11,125,423
代金取立	委託	264,452	350,721	228,435	301,403
	受託	199,468	227,500	163,465	191,241

■信組為替と他行為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成19年度		平成20年度	
		件数	金額	件数	金額
信組為替	仕向・委託	310,297	324,678	302,553	292,180
	被仕向・受託	310,297	324,678	302,553	292,180
他行為替	仕向・委託	10,419,454	11,461,043	10,066,513	11,300,396
	被仕向・受託	13,145,237	11,308,457	13,102,488	11,024,485

■外国為替取扱実績

(単位：件、千米ドル)

		平成19年度		平成20年度	
		件数	金額	件数	金額
貿易	輸出	474	25,094	613	25,617
	輸入	1,900	48,190	1,871	57,391
貿易外	外国送金等	2,152	32,346	2,544	34,607
	外貨預金	77	2,584	89	1,674
	外貨貸付	—	—	—	—
両替		2	46	—	—
合計		4,605	108,263	5,117	119,291
信用状開設		223	4,856	158	3,563

■外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	平成19年度	平成20年度
外貨建資産残高	10,883	11,342

■信用組合のコンピュータ化状況

	地域 信組	業域 信組	職域 信組	民族系 信組	合 計
SKCセンター	93	24	11	13	141
自営共同センター	3	0	0	1	4
単 独 自 営	5	0	4	2	11
未オンライン	0	3	3	0	6

■SKCセンター加盟状況

	信組数	店舗数
平成19年度	131	1,505
平成20年度	141	1,508

■しんくみネット・キャッシュサービス加盟状況

	SKCセンター参加信組		自営オン信組等		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成19年度	123	1,445	18	246	141	1,691
平成20年度	125	1,421	14	232	139	1,653

■信用組合のCDネット取扱状況

○支払 (単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成19年度	1,837,666	5,671,271
平成20年度	1,667,476	5,743,620

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信託銀・信金・労金・農協の7業態です。

■デビットカードサービス取扱状況

(単位：件)

	取扱信組数	取扱件数
平成19年度	86	40,746
平成20年度	84	49,882

○他行カード振込

(単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成19年度	34,265	48,603
平成20年度	37,541	54,529

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信金の4業態です。

■しんくみANSER(注)取扱状況

(単位：件)

	取扱信組数	取扱件数
平成19年度	63	3,700,251
平成20年度	62	4,336,426

(注) 「しんくみANSER」とは、端末機(パソコン、携帯電話、FAX等)により資金移動取引・照会取引を行う業務です。

○相互入金

(単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成19年度	34,973	58,129
平成20年度	41,431	72,967

(注) 提携先金融機関は、第二地銀・信金・労金の3業態です。

■マルチペイメントネットワーク  
収納サービス

(単位：件)

	取扱信組数	取扱件数
平成19年度	18	6,835
平成20年度	19	15,690

○しんくみゆうちょ提携取扱状況

(単位：件)

	取扱信組数	支払件数	預入件数
平成19年度	123	452,677	88,344
平成20年度	124	439,953	92,918

(注) 支払件数および預入件数は、仕向・被仕向取引の合計です。

■しんくみセブン提携取扱状況

(単位：件)

	取扱信組数	支払件数	預入件数
平成19年度	122	3,248,153	566,445
平成20年度	127	3,866,128	688,323

■日本銀行歳入復代理店委嘱状況

	新規委嘱		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成19年度	—	—	32	459
平成20年度	—	1	32	460

■全信組連手形交換取扱状況

(単位：枚、百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	枚 数	金 額	枚 数	金 額
持 出 手 形	230,030	355,510	204,247	211,652
持 帰 手 形	277,823	309,265	243,819	274,164

(注) 1. 枚数・金額とも手形交換所経由分。  
2. 代理交換受託信組(整理回収機構を含む)分を含んでいます。

■手形等の代理交換受託状況

	受託信組数
平成19年度	17
平成20年度	17

(注) 整理回収機構を含んでいます。

■しんくみピーターパンカード取扱状況

(単位：枚)

	契約信組数	累計発行枚数
平成19年度	116	256,504
平成20年度	114	271,074

■個人向け国債窓販業務取りまとめ実績

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
個人向け国債5年	21,012	13,647
個人向け国債10年	2,480	900
合 計	23,492	14,547

(注) 個人向け国債窓販業務取りまとめ実績とは、当会を取りまとめ金融機関とし、信用組合を取扱金融機関とした個人向け国債の募集の取扱高です。

■投資信託窓販業務取次実績

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
窓 販 取 次 実 績	10,586	1,718

(注) 投資信託窓販業務取次実績とは、当会を指定登録金融機関とし、信用組合を取次登録金融機関とした投資信託の募集の取扱高です。

自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率等

(単位：百万円、%)

		平成19年度	平成20年度
基本的項目	出 資 金	53,855	53,855
	うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
	優先出資申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,000	5,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	15,900	16,300
	特別積立金	57,950	57,950
	次期繰越金	3,446	1,190
	自己優先出資(△)	—	—
	自己優先出資申込証拠金	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
計 (A)	136,152	134,296	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,593	6,820
	負債性資本調達手段等	—	34,900
	計	7,593	41,720
	うち自己資本への算入額 (B)	4,923	39,460
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	36,366	46,961
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	292	4,466
	計 (C)	36,659	51,428
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	104,415	122,327	
リスク・アセット	資産(オン・バランス)項目	722,531	672,660
	オフ・バランス取引項目	39,291	26,891
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	25,914	30,086
	計 (E)	787,736	729,638
TierI比率(国内基準)=(A)/(E)×100		17.28	18.40
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(E)×100		13.25	16.76

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

3. 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差額」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(13,627百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は14.89%となります。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信用リスク	4,086,838	30,472	3,861,720	27,977
現金	10	—	11	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,783,802	—	1,412,750	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	19,141	34	12,701	18
我が国の地方公共団体向け	11,473	—	23,897	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,891	15	22,239	17
国際開発銀行向け	79	1	16,769	0
我が国の政府関係機関向け	92,494	356	99,327	354
地方三公社向け	22,000	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,094,620	8,475	1,434,625	10,930
法人等向け	593,633	11,655	462,519	9,288
不動産取得等事業向け	33,067	1,322	38,298	1,531
三月以上延滞等	19,063	1,098	15,873	880
信用保証協会等による保証付	48	0	38	0
出資等	84,058	3,362	44,496	1,779
上記以外	92,314	1,532	82,218	1,505
証券化	238,526	2,585	195,657	1,652
個々の資産の把握が困難な資産	612	32	294	16
オペレーショナルリスク	2,073	1,036	2,406	1,203
合計	4,088,911	31,509	3,864,127	29,180

- (注) 1. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよびリスクウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）のことです。  
 3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。  
 4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
国内	546,960	2,547,692	1,000	357,677	3,453,329	502,911	2,201,600	1,000	490,948	3,196,459
海外	2,500	328,931	33	50,876	382,341	26,600	436,814	147	43,608	507,170
合計	549,460	2,876,624	1,033	408,553	3,835,671	529,511	2,638,414	1,147	534,556	3,703,630

● 業種別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
製造業	46,024	54,227	-	1,774	102,026	72,320	40,780	-	719	113,820
農業	4	-	-	-	4	3	-	-	-	3
鉱業	15	-	-	-	15	11	-	-	-	11
建設業	14,224	7,954	-	-	22,178	14,530	6,344	-	-	20,875
電気・ガス・熱供給・水道業	1,236	-	-	-	1,236	5,432	-	-	-	5,432
情報通信業	7,095	2,199	-	2,839	12,134	5,860	2,199	-	2,840	10,900
運輸業	39,236	20,802	-	-	60,038	28,836	15,797	-	-	44,633
卸売・小売業	11,649	9,000	-	47	20,696	19,896	6,997	-	38	26,933
金融・保険業	155,528	903,089	33	207,487	1,266,138	262,974	1,161,555	147	392,958	1,817,636
不動産業	53,360	32,758	1,000	-	87,119	32,470	31,360	1,000	-	64,831
各種サービス業	76,362	21,751	-	17,500	115,614	50,120	5,000	-	-	55,120
政府等	107,230	1,824,839	-	-	1,932,070	4,978	1,368,378	-	-	1,373,356
個人	37,492	-	-	-	37,492	32,076	-	-	-	32,076
その他	-	-	-	178,904	178,904	-	-	-	137,999	137,999
合計	549,460	2,876,624	1,033	408,553	3,835,671	529,511	2,638,414	1,147	534,556	3,703,630

● 期間別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
1年以下	217,307	637,360	-	218,132	1,072,801	197,774	388,231	-	270,922	856,928
1年超3年以下	89,215	943,657	1,021	2	1,033,895	82,869	860,148	1,012	-	944,030
3年超5年以下	53,499	972,162	12	-	1,025,674	76,843	813,706	60	-	890,609
5年超7年以下	17,642	39,491	-	-	57,133	15,370	98,719	75	-	114,165
7年超10年以下	22,565	35,037	-	-	57,603	16,259	327,216	-	-	343,475
10年超	37,368	212,426	-	-	249,794	31,342	102,410	-	-	133,752
期間の定めのないもの	111,860	36,490	-	190,418	338,769	109,052	47,982	-	263,634	420,668
合計	549,460	2,876,624	1,033	408,553	3,835,671	529,511	2,638,414	1,147	534,556	3,703,630

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。  
 5. 上表は、貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

## ■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

### ● 地域別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	1,006	-	-	18,187	19,193	2,779	-	-	13,948	16,728
海 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,006	-	-	18,187	19,193	2,779	-	-	13,948	16,728

### ● 業種別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
建 設 業	2	-	-	-	2	29	-	-	-	29
卸 売・小 売 業	19	-	-	-	19	-	-	-	-	-
不 動 産 業	87	-	-	-	87	1,822	-	-	-	1,822
各種サービス業	177	-	-	-	177	135	-	-	-	135
個 人	719	-	-	-	719	792	-	-	-	792
そ の 他	-	-	-	18,187	18,187	-	-	-	13,948	13,948
合 計	1,006	-	-	18,187	19,193	2,779	-	-	13,948	16,728

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

## ■貸倒引当金等の状況

### ● 貸倒引当金等の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	6,592	1,516	△ 5,075	1,516	693	△ 823
個 別 貸 倒 引 当 金	2,182	190	△ 1,991	190	856	665
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	-
合 計	8,774	1,707	△ 7,067	1,707	1,549	△ 158

- (注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### ● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	2,182	190	△ 1,991	190	856	665
海 外	-	-	-	-	-	-
合 計	2,182	190	△ 1,991	190	856	665

● 業種別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製 造 業	21	2	△ 18	2	0	△ 2
建 設 業	48	2	△ 45	2	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	9	4	△ 4	4	3	△ 1
卸 売・小 売 業	96	7	△ 89	7	3	△ 4
金 融・保 険 業	1,328	58	△ 1,269	58	—	△ 58
不 動 産 業	113	4	△ 108	4	803	799
各 種 サ ー ビ ス 業	420	54	△ 365	54	13	△ 40
個 人	143	55	△ 88	55	29	△ 25
合 計	2,182	190	△ 1,991	190	856	665

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
貸 出 金 償 却	—	—

■ リスク・ウェイト区分別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	50,637	2,023,052	2,073,689	34,717	1,642,678	1,677,396
10%	—	91,552	91,552	598	89,654	90,252
20%	885,133	166,208	1,051,341	1,136,943	243,120	1,380,064
50%	215,513	—	215,513	207,185	—	207,185
100%	42,157	140,808	182,966	44,305	111,384	155,689
その他	—	233,483	233,483	—	155,664	155,664
合 計	1,193,441	2,655,104	3,848,546	1,423,750	2,242,501	3,666,252

(注)「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年度				平成20年度			
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	合 計	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	合 計
外国の中央政府等以外の 公 共 部 門 向 け	—	—	—	—	—	20,019	—	20,019
我が国の政府関係機関向け	—	3,253	—	3,253	—	10,822	—	10,822
地 方 三 公 社 向 け	—	22,000	—	22,000	—	—	—	—
金 融 機 関 向 け	58,961	—	—	58,961	70,370	12,068	—	82,438
法 人 等 向 け	84,971	2,079	—	87,051	17,960	17,759	—	35,720
三 月 以 上 延 滞 等	—	10,096	—	10,096	—	1,041	—	1,041
上 記 以 外	—	67,427	—	67,427	—	55,587	—	55,587
合 計	143,932	95,766	—	239,699	88,331	117,298	—	205,629

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	—	—
グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	33	147
グ ロ ス の 与 信 相 当 額	33	147
外 為 関 連 取 引	—	135
金 利 関 連 取 引	33	12
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—
ネ ッ ト の 与 信 相 当 額	33	147
担保による信用リスク削減手法の効果 (△)	—	—

- (注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。  
 2. 上記以外に、カレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、平成19年度、平成20年度ともに1,000百万円あります。  
 3. ファンドに含まれる、当会が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引および先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
住 宅 口 ー ン	72,077	61,608
カ ー ド 口 ー ン	22,724	13,070
リ ー ス 債 権	31,097	22,671
自 動 車 口 ー ン	37,924	34,176
そ の 他	65,939	62,554
合 計	229,763	194,081

●リスクウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
20%	224,766	1,798	189,655	1,517
50%	640	12	202	4
100%	—	—	—	—
350%	4,356	609	—	—
自己資本控除	—	—	4,223	4,223
合 計	229,763	2,420	194,081	5,744

- (注) 1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー (いわゆるファンド)が、平成19年度は8,951百万円、平成20年度は5,876百万円あります。  
 2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが、平成19年度は188百万円、平成20年度は76百万円含まれています。なお、当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。  
 3. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャー)に関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	26,822	26,822	16,198	16,198
上記以外の株式等エクスポージャー	48,524	58,160	25,511	28,298
合 計	75,347	84,983	41,709	44,496

(注) 1. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含みません。  
2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー (いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	1,324	3,001	1,676	△ 821	197	1,019

(注)投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー (いわゆるファンド)にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
株式等エクスポージャー	1,430	2,975

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	△ 7,067	1,010	8,077	△ 15,395	2	15,398

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社および関連会社株式の額)

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—	—

## 連結資料

● 連結の範囲に関する事項・連結の事業概況等 ……………	76
● 連結財務諸表 ……………	77
● 自己資本の充実の状況 ……………	82
● 連結リスク管理債権の状況 ……………	88

- (注) 1. 本文および各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なしを表しています。

連結の範囲に関する事項

- 連結グループに属する会社と連結財務諸表の対象範囲に含まれる会社との相違点  
相違点はありません。
- 連結グループに属する連結対象子会社  
全信組連グループは、全信組連および連結対象子会社3社で構成しています。  
連結対象子会社の名称および主要業務の内容は46ページに記載しています。
- 自己資本告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等  
比例連結が適用される金融業務を営む関連法人等は、該当ありません。
- 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社  
連結自己資本比率の算出にあたり控除項目の対象となる金融子会社等は、該当ありません。
- 従属業務を専ら営む会社および新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社  
であって、連結グループに属していない会社  
該当ありません。
- 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等  
該当ありません。

連結の事業概況

- 損益の状況  
全信組連および子会社3社を連結した経常収益は、前年度比90億円(13.0%)増加の780億円、経常費用は112億円(16.9%)増加の774億円となり、経常利益は21億円(△77.4%)減少し、6億円となりました。  
また、特別損益等を加味した当期純利益は前年度比50億円(△94.0%)減少し、3億円となりました。
- 自己資本比率の状況  
平成20年度の連結自己資本比率(国内基準)は14.97%となり、前年度の11.93%と比較して3.04ポイント上昇しました。
- 自己資本調達手段の概要  
全信組連グループでは、全信組連については普通出資、優先出資および永久劣後ローンの供与により、連結対象子会社3社においては普通株式により資本調達を行っています。

連結セグメント情報

連結会社は信用協同組合連合会の事業以外に一部で電子計算機の受託業務、物品等の販売・斡旋業務ならびに債務の保証業務を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結の業務指標

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常収益	46,636	48,889	62,963	69,041	78,070
経常利益	5,657	3,056	3,349	2,837	639
当期純利益	4,817	3,275	4,251	5,364	318
純資産額	159,155	133,970	149,328	140,434	123,575
総資産額	3,891,353	4,015,817	3,968,256	4,042,523	3,874,378
連結自己資本比率(%)	10.26	10.01	14.02	11.93	14.97

(注) 平成18年度以降の連結自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。

■連結貸借対照表

●資産の部

(単位：百万円)

(資産の部)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
現金	10	12
預け金	56,449	190,993
コーポレートバンク	98,120	190,147
買現先勘定	—	9,995
債券貸借取引支払保証金	50,643	—
買入金銭債権	176,854	123,710
金銭の信託	14,420	3,896
有価証券	3,097,689	2,813,718
貸出金	392,925	382,500
再預託金	43	12
外国為替	208	317
その他資産	14,217	12,183
有形固定資産	17,278	16,554
無形固定資産	18,909	16,753
繰延税金資産	2,822	8,243
債務保証見返	118,404	123,313
貸倒引当金	△ 1,707	△ 1,549
投資損失引当金	△ 14,766	△ 16,424
資産の部合計	4,042,523	3,874,378

●負債・少数株主持分及び会員勘定の部

(単位：百万円)

(負債の部)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
預金	3,691,824	3,530,466
譲渡性預金	34,579	6,858
借入金	—	34,900
預託金	43	12
外国為替	0	—
その他負債	54,709	53,093
賞与引当金	334	336
退職給付引当金	571	384
制度融資等負担引当金	488	288
役員退職慰労引当金	132	149
合併支援負担引当金	1,000	1,000
債務保証	118,404	123,313
負債の部合計	3,902,089	3,750,803
(純資産の部)		
出資金	53,855	53,855
資本剰余金	5,000	5,000
利益剰余金	79,669	78,023
会員勘定合計	138,525	136,879
その他有価証券評価差額金	1,599	△ 13,627
評価・換算差額等合計	1,599	△ 13,627
少数株主持分	310	323
純資産の部合計	140,434	123,575
負債及び純資産の部合計	4,042,523	3,874,378

■連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
経常収益	69,041	78,070
資金運用収益	46,545	50,949
貸出金利息	6,551	5,850
預け金利息	343	471
コールローン利息	2,302	1,270
買現先利息	11	93
債券貸借取引受入利息	12	2
有価証券利息配当金	35,432	41,424
再預託金利息	7	7
その他の受入利息	1,884	1,830
役員取引等収益	13,952	14,014
その他業務収益	5,731	12,665
その他経常収益	2,812	439
経常費用	66,204	77,431
資金調達費用	33,509	32,921
預金利息	29,700	31,939
譲渡性預金利息	3,800	674
借入金利息	0	115
コールマネー利息	—	184
預託金利息	7	7
その他の支払利息	1	1
役員取引等費用	12,473	12,479
その他業務費用	4,562	14,157
経常費用	6,242	6,176
その他経常費用	9,416	11,695
経常利益	2,837	639
特別利益	7,083	334
固定資産処分益	0	59
貸倒引当金戻入益	7,069	158
その他の特別利益	13	116
特別損失	39	118
固定資産処分損	8	118
その他の特別損失	30	—
税金等調整前当期純利益	9,881	854
法人税、住民税及び事業税	2,357	1,062
法人税等調整額	2,141	△ 546
法人税等合計	4,499	516
少数株主利益	17	19
当期純利益	5,364	318

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	5,000	5,000
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金期末残高	5,000	5,000
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	76,402	79,669
利益剰余金増加高	5,364	318
当期純利益	5,364	318
利益剰余金減少高	2,097	1,964
配当金	2,097	1,964
利益剰余金期末残高	79,669	78,023

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,881	854
減価償却費	742	957
貸倒引当金の増減(△)	△ 7,069	△ 158
投資損失引当金の増減(△)	2,184	1,658
賞与引当金の増減(△)	76	1
退職給付引当金の増減(△)	△ 213	△ 187
制度融資等負担引当金の増減(△)	△ 429	△ 200
役員退職慰労引当金の増減(△)	18	17
合併支援負担引当金の増減(△)	1,000	—
資金運用収益	△ 46,545	△ 50,949
資金調達費用	33,509	32,921
有価証券関係損益(△)	△ 3,017	4,016
金銭の信託の運用損益(△)	1,019	△ 527
有形固定資産処分損益(△)	8	59
貸出金の純増(△)減	78,743	10,425
預金の純増減(△)	95,032	△ 161,358
譲渡性預金の純増減(△)	△ 51,194	△ 27,721
借入金の純増減(△)	—	34,900
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 12,277	△ 23,012
コールローンの純増(△)減	156,009	△ 92,027
買現先勘定の純増(△)減	—	△ 9,995
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△ 50,643	50,643
買入金銭債権の純増(△)減	△ 29,971	53,120
再預託金の純増(△)減	△ 5	31
預託金の純増減(△)	5	△ 31
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 76	△ 109
外国為替(負債)の純増減(△)	0	0
資金運用による収入	54,320	55,676
資金調達による支出	△ 28,656	△ 32,958
その他	19,408	994
小 計	221,858	△ 152,958
法人税等の支払額	△ 1,221	△ 2,125
営業活動によるキャッシュ・フロー	220,637	△ 155,083
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,830,597	△ 3,107,359
有価証券の売却による収入	1,660,595	2,523,556
有価証券の償還による収入	941,879	839,523
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	9,000	11,000
有形固定資産の取得による支出	△ 367	△ 236
有形固定資産の売却による収入	19	187
無形固定資産の取得による支出	△ 18,681	△ 703
無形固定資産の売却による収入	1	2,613
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 238,150	268,581
財務活動によるキャッシュ・フロー		
普通出資の増額による収入	—	—
優先出資の発行による収入	—	—
配当金の支払額	△ 2,097	△ 1,964
少数株主への配当金支払額	△ 0	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,098	△ 1,964
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 19,610	111,533
現金及び現金同等物の期首残高	21,695	2,084
現金及び現金同等物の期末残高	2,084	113,618

連結財務諸表作成のための基本となる事項(平成20年度)

- 連結の範囲に関する事項
  - 連結される子会社及び子法人等 3社  
会社名  
信組情報サービス株式会社  
全国しんくみ保証株式会社  
しんくみ総合サービス株式会社
  - 非連結子会社及び子法人等 なし
- 持分法の適用に関する事項
  - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 なし
  - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 なし
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 3社
- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。
- 利益処分項目等の取扱に関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 会計処理に関する事項
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(会計方針の変更)  
「債券の保有目的の区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号(平成20年12月5日 企業会計基準委員会))が平成20年12月5日に公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月21日および平成21年3月31日に「売買目的有価証券」を「その他有価証券」に区分変更しておりますが、これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は805百万円増加、繰延税金資産は253百万円増加、その他有価証券評価差額金は552百万円減少しております。なお、区分変更した債券の概要等については、「注記事項[連結貸借対照表関係]」の18.に記載しております。  
(追加情報)  
市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。  
この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は14,137百万円増加、繰延税金資産は4,443百万円減少、その他有価証券評価差額金が9,693百万円増加しております。  
合理的に算定された価額は、一般に広く普及している理論価モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論価は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。  
なお、ブローカーから入手した理論価は元本部分、クーポン部分(コンベクシティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。
    - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
  - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産(リース資産を除く)  
当会の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 3年～60年  
動産 3年～20年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として次のとおり償却しております。  
建物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。  
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、税法基準の償却率による。  
動産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。  
その他 税法の定める方法による。
    - 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
    - リース資産  
当会並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。  
(会計方針の変更)  
当会並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、当該変更に伴う損益への影響はありません。
  - 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当会の外貨建て資産・負債は、当連結会計年度末の為替相場による円換算額を付しております。

引当金の計上基準

- 貸倒引当金  
当会の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 投資損失引当金  
当会の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金  
賞与引当金は、当会及び子会社のうち1社について、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金  
当会の退職給付引当金は、従業員及び退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異は各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理しております。  
連結される子会社及び子法人等の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
また、当会並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在)
 

年金資産の額	316,216百万円
年金財政計算上の給付債務の額	352,905百万円
差引額	△36,689百万円
- 制度全体に占める当会並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(平成20年3月31日現在)
 

28.9%
-------
- なお、当会の一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当連結会計年度末における退職給与支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。
- 制度融資等負担引当金  
当会の制度融資等負担引当金は、経営合理化資金、合併強化資金及び保障基金機構融資等に伴い将来発生する可能性のある負担を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、当会及び子会社のうち1社について、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 合併支援負担引当金  
当会の合併支援負担引当金は、合併支援資金制度等に基づき翌連結会計年度以降に予定されている信用組合の合併に対して支出が見込まれる金銭贈与に備えるため、必要と認められる額を計上しております。
- リース取引の処理方法  
当会並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税等の会計処理  
当会並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

[連結貸借対照表関係]

- 貸出金のうち、破綻先債権額は、1,700百万円であり、延滞債権額は14,176百万円であり、  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,120百万円であり、  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,997百万円であり、  
なお、1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、904百万円であり、  
有形固定資産の減価償却累計額 11,951百万円  
有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円  
社債には、劣後特約付社債3,397百万円が含まれております。

9. 出資1口当たりの純資産額 232,450円48銭
10. 理事及び監事との間の取引による  
理事及び監事に対する金銭債権総額 4,492百万円
11. 理事及び監事との間の取引による  
理事及び監事に対する金銭債務総額 7,510百万円
12. 連結貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
13. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 有価証券104,895百万円  
なお、担保資産に対応する債務はありません。  
上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券224,528百万円を差し入れております。
14. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下19.まで同様であります。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券の時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,804	15,741	△62	—	62
地方債	2,999	3,000	0	0	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	532,231	520,822	△11,408	1,270	12,679
その他	606,131	580,325	△25,806	686	26,492
合計	1,157,167	1,119,890	△37,276	1,958	39,234

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれの「差額」の内訳であります。
- (3) その他有価証券の時価のあるもの

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	202	306	104	104	—
債券	1,339,502	1,364,548	25,046	25,581	535
国債	1,280,112	1,305,528	25,415	25,438	22
地方債	20,888	20,944	56	122	66
社債	38,501	38,076	△425	20	446
その他	480,052	437,129	△42,923	214	43,137
合計	1,819,758	1,801,985	△17,772	25,900	43,673

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 市場価格のある有価証券のうち、変動利付国債については昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなさない状況であると判断し、当連結会計年度末においては合理的に算定された価額に基づき時価を算定しております。  
この結果、市場価格に基づき時価を算定した場合と比較して、有価証券は14,137百万円増加、繰延税金資産は4,443百万円減少、その他有価証券評価差額金が9,693百万円増加しております。  
なお、合理的に算定された価額については、一般に広く普及している理論モデルを採用することとし、フローカーから入手した理論価は当会自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。  
なお、フローカーから入手した理論価は元本部分、クーポン部分(コンベクシティ調整後)、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップ市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれの「評価差額」の内訳であります。  
上記の評価差額から繰延税金資産4,145百万円を差し引いた額△13,627百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
5. その他有価証券の時価のあるものうち、当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したもの、及び当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したものうち一定のものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を減損処理しております。  
当連結会計年度における減損処理額は、「その他」に含まれる外国証券1,740百万円、投資信託2,975百万円あります。  
なお、「償却・引当規程」の見直しを行い、連結会計年度末時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したものの時価の回復見込みについて過去の一定期間の時価の平均下落率により判断する規定を、過去の一定期間に時価が取得原価または償却原価を上回ったことがあるかどうかにより判断する規定に変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益が12,828百万円増加しております。

15. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	売却の理由
外国債券	5,897	1,298	△4,599	発行体の破綻

16. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	877,312	12,145	2,222

17. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	294
優先出資証券	47,982

18. 当連結会計年度中に「債券の保有目的区分の変更に関する当会の取扱い」(実務対応報告第26号(平成20年12月5日 企業会計基準委員会))に基づき、「売買目的有価証券」から「その他有価証券」に保有目的を変更したものは、次のとおりであります。

- (1) ユーロ円債(振替時の時価5,927百万円)  
流動性が極端に低下したことなどから売却が実質的に不可能な状況であるため、平成21年1月21日に保有目的区分の変更を行っており、この変更に伴う当連結会計年度の時価評価損益の額は2,610百万円となっております。

連結貸借対照表計上額は、5,121百万円となっており、従来の区分で保有した場合に比べ、税金等調整前当期純利益は805百万円増加、繰延税金資産は253百万円増加、その他有価証券評価差額金は552百万円減少しております。

- (2) 金銭的信託(振替時の時価3,896百万円)  
流動性が極端に低下したことなどから解約が実質的に不可能な状況であるため、平成21年3月31日に保有目的区分の変更を行っており、この変更に伴う当連結会計年度の時価評価損益の額は1,103百万円となっております。

連結貸借対照表計上額は3,896百万円となっており、連結決算日に保有目的区分の変更を行っているため、従来の区分で保有した場合に比した影響はありません。

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	250,066	1,222,720	340,387	102,410
国債	76,868	816,284	325,769	102,410
地方債	2,999	14,386	6,558	—
短期社債	—	—	—	—
社債	170,198	392,049	8,060	—
その他	242,594	560,793	118,255	1,721
合計	492,660	1,783,513	458,643	104,131

20. 金銭的信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭的信託	3,896	3,896	—	—	—

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれの「評価差額」の内訳であります。  
3. 運用目的の金銭的信託及び満期保有目的の金銭的信託の取扱はありません。

21. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に54,435百万円含まれております。
22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,230百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,230百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相対の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務         | △3,939百万円 |
| 年金資産(時価)       | 2,651百万円  |
| 未積立退職給付債務      | △1,288百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | —百万円      |
| 未認識数理計算上の差異    | 903百万円    |
| 未認識過去勤務債務      | —百万円      |
| 連結貸借対照表計上額の純額  | △384百万円   |
| 前払年金費用         | —百万円      |
| 退職給付引当金        | 384百万円    |

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	185百万円
有価証券評価差額	5,585百万円
投資損失引当金	5,162百万円
制度融資等負担引当金	90百万円
合併支援負担引当金	314百万円
土地の減損	1,481百万円
有価証券減損	1,408百万円
その他	901百万円
繰延税金資産小計	15,129百万円
評価性引当額	△6,632百万円
繰延税金資産合計	8,497百万円
繰延税金負債	
その他	254百万円
繰延税金負債合計	254百万円
繰延税金資産(負債)の純額	8,243百万円

25. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99%
住民税均等割	2.37%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 8.21%
評価性引当額の増減	31.52%
その他	2.30%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.40%

〔連結損益計算書関係〕

1. 出資1口当たり当期純利益金額 632円8銭

〔連結キャッシュ・フロー計算書関係〕

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預け金」のうち日本銀行への預け金であります。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預け金勘定	191,005百万円
預け金(日本銀行預け金を除く)	△ 77,387百万円
現金及び現金同等物	113,618百万円

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率等

(単位：百万円、%)

	平成19年度	平成20年度
基 本 的 項 目 (A)	136,870	135,238
出 資 金	53,855	53,855
うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	77,705	76,059
自 己 優 先 出 資(△)	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連結子会社の少数株主持分	309	323
営 業 権 相 当 額(△)	—	—
の れ ん 相 当 額(△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
補 完 的 項 目 対 象 額 (B)=(C)+(D)+(E)	7,593	41,720
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 (C)	—	—
一般貸倒引当金 (D)	7,593	6,820
負債性資本調達手段等 (E)	—	34,900
補 完 的 項 目 (F)	5,539	40,071
控 除 項 目 (G)	36,659	51,428
自 己 資 本 (H)	105,750	123,881
リ ス ク ・ ア セ ッ ト (I)=(J)+(K)+(L)	886,313	827,359
資産(オン・バランス)項目 (J)	742,491	690,568
オフ・バランス取引項目 (K)	98,449	88,519
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (L)	45,372	48,271
Tier I 比率(国内基準)=(A)/(I)×100	15.44	16.34
連結自己資本比率 (H)/(I)×100	11.93	14.97

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

3. 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年度金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(13,627百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は13.32%となります。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信用リスク	4,225,427	33,637	4,003,154	31,156
現金	11	—	12	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,783,802	—	1,412,750	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	19,141	34	12,701	18
我が国の地方公共団体向け	11,473	—	23,897	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,891	15	22,239	17
国際開発銀行向け	79	1	16,769	0
我が国の政府関係機関向け	92,494	356	99,327	354
地方三公社向け	22,000	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,095,009	8,478	1,435,034	10,933
法人等向け	588,562	11,452	458,679	9,134
不動産取得等事業向け	33,067	1,322	38,298	1,531
三月以上延滞等	19,063	1,098	15,873	880
信用保証協会等による保証付	48	0	38	0
出資等	81,183	3,247	41,618	1,664
上記以外	238,458	5,012	230,018	4,952
証券化	238,526	2,585	195,657	1,652
個々の資産の把握が困難な資産	612	32	294	16
オペレーショナルリスク	3,629	1,814	3,861	1,930
合計	4,229,057	35,452	4,007,073	33,089

- (注) 1. 所要自己資本額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよびリスクウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）のことです。  
 3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。  
 4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
国内	660,199	2,547,692	1,000	383,039	3,591,930	622,320	2,201,600	1,000	512,781	3,337,702
海外	2,500	328,931	33	50,876	382,341	26,600	436,814	147	43,608	507,170
合計	662,699	2,876,624	1,033	433,915	3,974,272	648,920	2,638,414	1,147	556,389	3,844,872

● 業種別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
製造業	46,024	54,227	—	1,774	102,026	72,320	40,780	—	719	113,820
農業	4	—	—	—	4	3	—	—	—	3
鉱業	15	—	—	—	15	11	—	—	—	11
建設業	14,224	7,954	—	—	22,178	14,530	6,344	—	—	20,875
電気・ガス・熱供給・水道業	1,236	—	—	—	1,236	5,432	—	—	—	5,432
情報通信業	2,018	2,199	—	16	4,234	2,014	2,199	—	16	4,230
運輸業	39,236	20,802	—	—	60,038	28,836	15,797	—	—	44,633
卸売・小売業	11,649	9,000	—	20	20,670	19,896	6,997	—	11	26,906
金融・保険業	155,528	903,089	33	207,481	1,266,132	262,974	1,161,555	147	392,951	1,817,629
不動産業	53,360	32,758	1,000	—	87,119	32,470	31,360	1,000	—	64,831
各種サービス業	76,362	21,751	—	17,500	115,614	50,120	5,000	—	—	55,120
政府等	107,230	1,824,839	—	—	1,932,070	4,978	1,368,378	—	—	1,373,356
個人	155,561	—	—	—	155,561	153,743	—	—	—	153,743
その他	247	—	—	207,122	207,369	1,587	—	—	162,690	164,277
合計	662,699	2,876,624	1,033	433,915	3,974,272	648,920	2,638,414	1,147	556,389	3,844,872

● 期間別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
1年以下	335,624	637,360	—	218,152	1,191,136	321,029	388,231	—	270,943	980,204
1年超3年以下	89,215	943,657	1,021	2	1,033,895	82,869	860,148	1,012	—	944,030
3年超5年以下	53,499	972,162	12	—	1,025,674	76,843	813,706	60	—	890,609
5年超7年以下	17,642	39,491	—	—	57,133	14,829	98,719	75	—	113,624
7年超10年以下	21,941	35,037	—	—	56,978	16,259	327,216	—	—	343,475
10年超	32,916	212,426	—	—	245,342	28,037	102,410	—	—	130,447
期間の定めのないもの	111,860	36,490	—	215,760	364,111	109,052	47,982	—	285,446	442,480
合計	662,699	2,876,624	1,033	433,915	3,974,272	648,920	2,638,414	1,147	556,389	3,844,872

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。  
 5. 上表は、連結貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

## ■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

### ● 地域別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	1,006	—	—	18,187	19,193	2,779	—	—	13,948	16,728
海 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,006	—	—	18,187	19,193	2,779	—	—	13,948	16,728

### ● 業種別

(単位：百万円)

	平成19年度					平成20年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
建 設 業	2	—	—	—	2	29	—	—	—	29
卸 売 ・ 小 売 業	19	—	—	—	19	—	—	—	—	—
不 動 産 業	87	—	—	—	87	1,822	—	—	—	1,822
各 種 サ ー ビ ス 業	177	—	—	—	177	135	—	—	—	135
個 人	719	—	—	—	719	792	—	—	—	792
そ の 他	—	—	—	18,187	18,187	—	—	—	13,948	13,948
合 計	1,006	—	—	18,187	19,193	2,779	—	—	13,948	16,728

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

## ■貸倒引当金等の状況

### ● 貸倒引当金等の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	6,595	1,516	△ 5,078	1,516	693	△ 823
個 別 貸 倒 引 当 金	2,182	190	△ 1,991	190	856	665
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—	—	—	—
合 計	8,777	1,707	△ 7,069	1,707	1,549	△ 158

- (注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### ● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	2,182	190	△ 1,991	190	856	665
海 外	—	—	—	—	—	—
合 計	2,182	190	△ 1,991	190	856	665

● 業種別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製造業	21	2	△ 18	2	0	△ 2
建設業	48	2	△ 45	2	1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	9	4	△ 4	4	3	△ 1
卸売・小売業	96	7	△ 89	7	3	△ 4
金融・保険業	1,328	58	△ 1,269	58	—	△ 58
不動産業	113	4	△ 108	4	803	799
各種サービス業	420	54	△ 365	54	13	△ 40
個人	143	55	△ 88	55	29	△ 25
合計	2,182	190	△ 1,991	190	856	665

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
貸出金償却	—	—

■ リスク・ウェイト区分別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	50,637	2,023,053	2,073,690	34,717	1,642,680	1,677,397
10%	—	91,552	91,552	598	89,654	90,252
20%	885,152	166,578	1,051,730	1,136,965	243,507	1,380,472
50%	333,829	—	333,829	330,440	—	330,440
100%	42,157	152,683	194,841	44,305	129,210	173,516
その他	—	233,483	233,483	—	155,664	155,664
合計	1,311,777	2,667,350	3,979,128	1,547,027	2,260,716	3,807,744

・「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年度				平成20年度			
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	合計	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	合計
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	20,019	—	20,019
我が国の政府関係機関向け	—	3,253	—	3,253	—	10,822	—	10,822
地方三公社向け	—	22,000	—	22,000	—	—	—	—
金融機関向け	58,961	—	—	58,961	70,370	12,068	—	82,438
法人等向け	84,971	2,079	—	87,051	17,960	17,759	—	35,720
三月以上延滞等	—	10,096	—	10,096	—	1,041	—	1,041
上記以外	—	185,743	—	185,743	—	178,842	—	178,842
合計	143,932	214,082	—	358,015	88,331	240,553	—	328,884

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
グロス再構築コストの額	—	—
グロスのアドオンの合計額	33	147
グロスの与信相当額	33	147
外為関連取引	—	135
金利関連取引	33	12
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
ネットの与信相当額	33	147
担保による信用リスク削減手法の効果(△)	—	—

- (注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。  
 2. 上記以外に、カレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、平成19年度、平成20年度ともに1,000百万円あります。  
 3. ファンドに含まれる、当会が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引および先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
住宅ローン	72,077	61,608
カードローン	22,724	13,070
リース債権	31,097	22,671
自動車ローン	37,924	34,176
その他の	65,939	62,554
合計	229,763	194,081

●リスクウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
20%	224,766	1,798	189,655	1,517
50%	640	12	202	4
100%	—	—	—	—
350%	4,356	609	—	—
自己資本控除	—	—	4,223	4,223
合計	229,763	2,420	194,081	5,744

- (注) 1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が、平成19年度は8,951百万円、平成20年度は5,876百万円あります。  
 2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが、平成19年度は188百万円、平成20年度は76百万円含まれています。なお、当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。  
 3. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）に関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	26,822	26,822	16,198	16,198
上記以外の株式等エクスポージャー	48,524	58,160	25,511	28,298
合 計	75,347	84,983	41,709	44,496

(注) 1. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含みません。  
2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	1,324	3,001	1,676	△ 821	197	1,019

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度
株式等エクスポージャー	1,430	2,975

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	△ 7,067	1,010	8,077	△ 15,395	2	15,398

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社および関連会社株式の額)

(単位：百万円)

	平成19年度			平成20年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	—	—	—	—	—	—

連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成19年度	平成20年度	増減額
破綻先債権	57	1,700	1,642
延滞債権	12,283	14,176	1,892
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	2,549	1,120	△1,428
リスク管理債権合計(A)	14,890	16,997	2,106
貸出金合計(B)	392,925	382,500	△10,425
貸出金に占める割合(A/B)	3.7%	4.4%	0.6%

## コミュニティバンク信用組合

- 信用組合の概要…………… 90
- 信用組合の現況…………… 91
- 信用組合の歴史…………… 92
- 海外の信用組合…………… 93

信用組合は、生活者のみなさま、中小企業のみなさまが、相互扶助の精神のもと、協同で設立した金融機関です。

信用組合の設立根拠法は、「中小企業等協同組合法(昭和24年(1949年)施行)」で、これは、中小企業や個人が集まって共同で生産・加工・購入等を行う「協同組合」と同じです。

信用組合の法律上の正式名称は「信用協同組合」であり、略称を「信組(しんくみ)」といいます。

また、信用組合はみなさまの大切なお金をお預かりするという使命から、「中小企業等協同組合法」とは別に「協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年(1949年)施行)」による規制を受けており、監督は、銀行と同様に「国(金融庁)」が行っています。

信用組合の出資者は「組合員」とよばれており、信用組合は、組合員の特性によって大きく3つに分けられています。

- **地域信用組合** 信用組合の営業エリアにお住まいのみなさま、事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **業域信用組合** 同じ事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **職域信用組合** 同じ職場にお勤めのみなさまを組合員とする信用組合です。

## 信用組合の組合員

「地域信用組合」は、信用組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある方、営業エリアで事業を営んでおられる方々が組合員とされています。

また、「業域信用組合」は医師や歯科医師、浴場業・青果卸売業等の同業者のみなさま、「職域信用組合」は警察や消防署、地方公共団体、新聞社等にお勤めのみなさまが組合員とされています。

## 信用組合と銀行の違い

● 信用組合は利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員のみなさまの発展に貢献することを目的とした金融機関です。

→ 銀行は株式会社ですので、利益を上げることが第一の目的です。

● 信用組合の経営に参画いただく方は、組合員のみなさま(お客さま)です。このため、信用組合は組合員(お客さま)の利益を第一に考えた経営ができます。

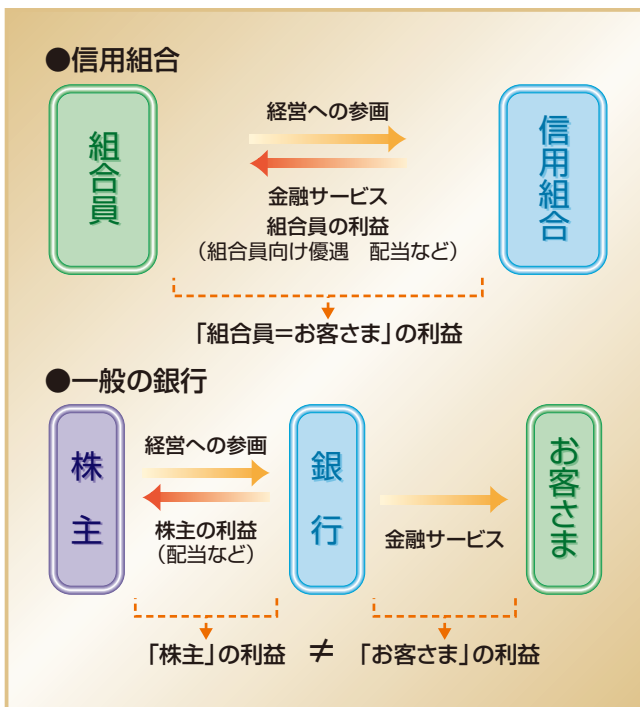
→ 銀行は、所有者である株主の利益を第一に考える必要があります。

● 信用組合の組合員の議決権は、出資の多い・少ないにかかわらず、1人1票です。

→ 銀行は、保有株数により議決権が異なり、大口株主の意向が反映されやすい仕組みとなっています。

## 信用組合と他金融機関の事業態様一覧

	信用組合	信用金庫	銀行
根拠法	中小企業等協同組合法(昭和24年)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年)	信用金庫法(昭和26年)	銀行法(昭和56年)
組織	協同組織の非営利法人		株式会社
営業地区	制限あり(狭域) 地域・業域・職域	制限あり(広域) 地域	制限なし
出資金・資本金の最低限度	2千万円(特別区等) 1千万円(その他)	2億円(特別区等) 1億円(その他)	10億円
出資者の名称	組合員	会員	株主
出資者の資格	個人および従業員300人以下または資本金3億円以下の法人	個人および従業員300人以下または資本金9億円以下の法人	自由
預金・積金	組合員以外の預金・積金は全体の20%までに制限	制限なし	
貸出先	組合員	会員	自由



信用組合の現況

平成21年3月末現在、全国には162の信用組合があり、その店舗数は1,785店舗、預金16兆3,633億円、貸出金9兆4,718億円、組合員数369万人、常勤従業員数2万1千人を擁し、わが国金融制度のなかで確固たる地位を占めています。

信用組合は、本来の業務である預金、貸出、為替に加え、全信組連を通じた日本銀行業務の代理や公共料金の収納、国債・投資信託の窓口販売など、取引先のニーズに応じた各種の金融サービスを提供しています。

● 預金業務

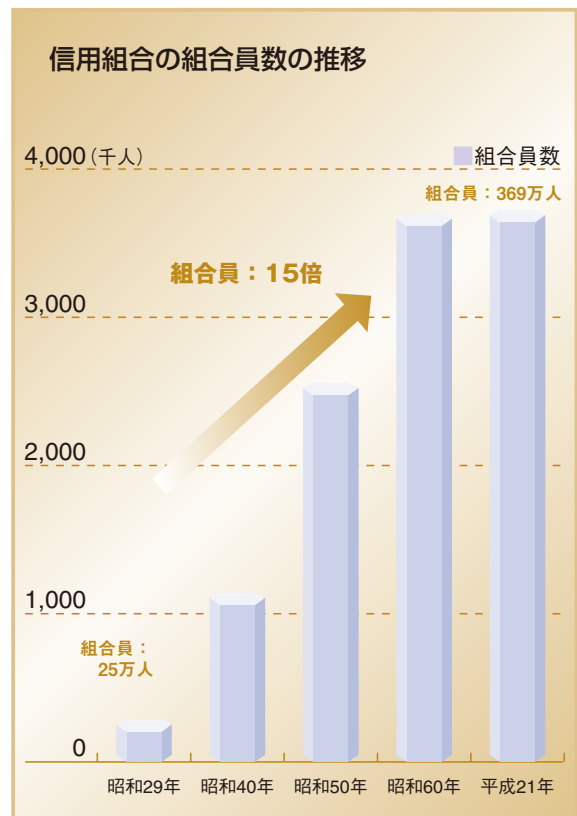
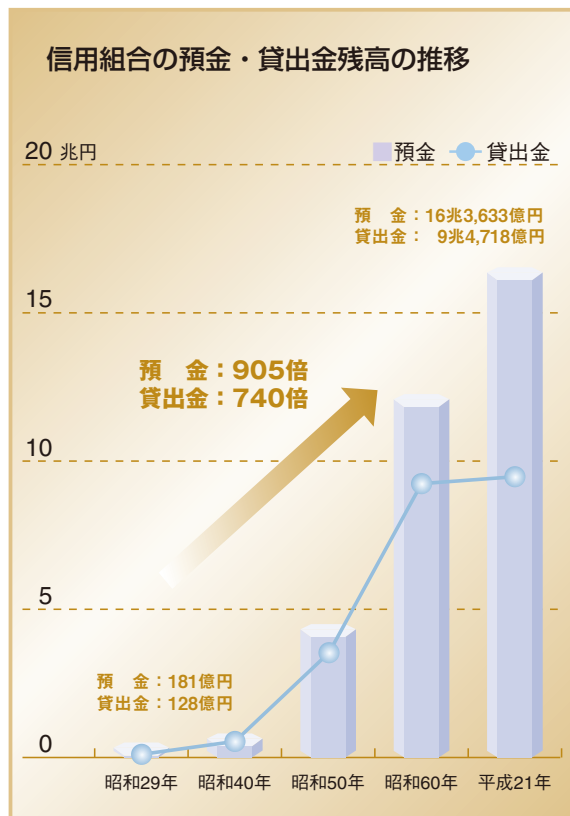
預金者は原則として、①組合員、②組合員と生計を一にする配偶者その他の親族、③国・地方公共団体および非営利法人となっています。

また、預金総額の20%の範囲内で組合員以外の方々（上記②③を除く）からも預金をお預りしています。

● 貸出業務

融資先は原則として組合員に限っていますが、貸出総額（金融機関への貸出を除く）の20%までは組合員以外の方への小口貸出（員外貸出）もできることとなっています。

なお、1融資先に対する貸出限度額については、信用組合の自己資本の25%（子会社などを含める場合は40%）相当額となっています。



全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」より作成・平成21年は速報値

## 信用組合のはじまり

信用組合は19世紀中頃のドイツで生まれたといわれています。

このころのドイツでは、イギリスより少し遅れて産業革命が起こり、生産性が飛躍的に向上するとともに、資本主義経済が発展しましたが、資本主義経済の浸透が貧富の差を拡大させることとなりました。

このような中、銀行取引から疎外されていた庶民の中で銀行や「高利貸し」に替わる「自分たち」の金融機関を「協同」で設立する意識が高まり、世界で初めての信用組合が設立されました。

## わが国における信用組合の歴史

### ● 先祖株組合・五常講(報徳社)

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った2つの組織・制度が誕生しています。ひとつは先祖株組合で、1838年に大原幽学の指導により下総国長部村で始まった協同組織で、組合員が出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

もう一つは五常講で、二宮尊徳が小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

### ● 明治期の信用組合

明治時代に信用組合の前身となる産業組合が誕生しました。

当時の日本は、近代的な金融制度が整備されてきたものの、零細な農民や商工業者は産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされていませんでした。この結果起きた庶民の窮状を打開するために、1900年(明治33年)「産業組合法」が成立し、我が国における(法律に基づく)信用組合の歴史がはじまりました。

### ● 大正期～戦前の信用組合

大正期になっても中小企業に対する金融は悪化していきました。この問題に対処するため、1917年(大正6年)に「産業組合法」の改正が行われ、市街地の信用組合は、主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分かれることになりました。

このうち「市街地信用組合」は徐々に定着・発展していき、その結果1943年(昭和18年)、単独法として「市街地信用組合法」が成立し、「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者・生活者のための金融機関としてその領域を広げることになりました。

### ● 戦後の信用組合

第二次世界大戦後においても、中小企業の資金難は熾烈を極めていきます。このような中、中小企業庁は商工協同組合や市街地信用組合を統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考えました。その結果、1949年(昭和24年)に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」です。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになりました。

その後、1951年(昭和26年)に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは「信用金庫法」に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」として、現在に至っています。

信用組合は江戸時代から続く「協同」の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げ、今日、わが国におけるもっとも純粋な協同組織金融機関として、生活者のみなさま、中小企業のみなさまの良きパートナーとして活動しています。

### 海外の信用組合

われわれ信用組合と同様に、海外においても地域・業域・職域に密着した数多くの信用組合が活動しています。ここでは、世界で信用組合の数・利用者の割合が最も多いアメリカ合衆国の信用組合について紹介いたします。

アメリカというと、世界で活躍する大手銀行が中心と思われがちですが、実は、わが国よりもずっと多くの、小規模で地域・業域・職域に密着した金融機関が活躍しています。

アメリカの信用組合(クレジットユニオン)は、2008年12月末現在で8,088の組合が活動しており、全金融機関の半数を占めています(アメリカの銀行数は8,305行)。

全信用組合の預金量は697,972百万ドル(64兆9,113億円:1\$=93円換算)、貸出金は580,101百万ドル(53兆9,493億円)に達しています。また、組合員数は9,073万人と、アメリカの人口3億人の約3割を占めています。

アメリカの信用組合は小規模な先が多く、総資産で1,000万ドル(9.3億円)以下の信用組合が3,374組合と全体の約半数を占めています。一方、規模が大きな信用組合もあり、例えばアメリカの信用組合で最大規模のNAVY信用組合(米国海軍職員のための職域信用組合)は、総資産が360億ドル(3兆3,480億円)、組合員数は320万人とわが国地方銀行並みの業容となっています。

信用組合の種類別では、職域信用組合が最も多く全体の32.5%を占め、複合グループ信用組合(複数の職域を対象とする信用組合)が31.6%、地域信用組合が23.2%となっています。

### アメリカの信用組合の特徴

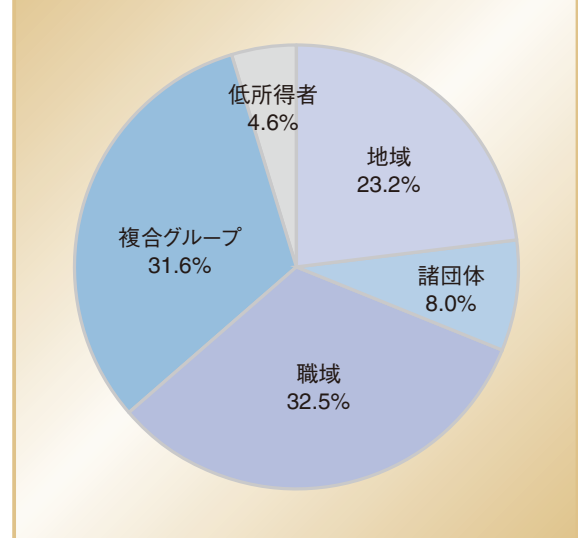
アメリカの信用組合は、“Not for profit, not for charity, but for service”(利益のためではなく、慈善事業のためでもなく、組合員へのより良いサービスのために)をスローガンに掲げ、日本の信用組合と同様、非営利の金融事業を展開しています。

アメリカで、銀行の預金口座を開設・維持するためには、「口座管理手数料」をはじめとした手数料を支払う必要があるため、口座を開設していない世帯は1千万世帯以上あるといわれています。

このような中、アメリカの信用組合は、組合員重視の経営に徹し、口座管理手数料をはじめとした手数料を低くもしくは設定せず、低利で融資を行うとともに、組合員の金銭教育を実施するなど、銀行とは異なるビジネスモデルを展開しています。

また、政府はこのような信用組合の活動を全面的に支援しており、法人税を非課税とするとともに、信用組合のための監督官庁(National Credit Union Administration)を設置し銀行とは異なる視点で監督するなど、信用組合を通じた生活者支援が行われています。

アメリカの信用組合種類別内訳



(注) 1. 2008年12月末現在。

2. CUNA (Credit Union National Association) 資料より作成。

# 開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

<b>全信組連の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第 69 条)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>f. 預貸率の期末値及び期中平均値 ..... 55</li> <li>(4) 有価証券に関する指標               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 商品有価証券の種類別の平均残高 ..... 62</li> <li>b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ..... 62</li> <li>c. 有価証券の種類別の平均残高 ..... 62</li> <li>d. 預証率の期末値及び期中平均値 ..... 55</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事業の組織 ..... 10・11、38</li> <li>ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 ..... 39</li> <li>ハ 事務所の名称及び所在地 ..... 41</li> <li>ニ 信用協同組合代理業者に関する事項 ..... 42・43               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名</li> <li>(2) 信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2. 信用協同組合等の主要な事業の内容 ..... 28～36</li> <li>3. 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 直近の事業年度における事業の概況 ..... 48・49</li> <li>ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 ..... 49               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経常収益</li> <li>(2) 経常利益又は経常損失</li> <li>(3) 当期純利益又は当期純損失</li> <li>(4) 出資総額及び出資総口数</li> <li>(5) 純資産額</li> <li>(6) 総資産額</li> <li>(7) 預金積金残高</li> <li>(8) 貸出金残高</li> <li>(9) 有価証券残高</li> <li>(10) 単体自己資本比率</li> <li>(11) 出資に対する配当金</li> <li>(12) 職員数</li> </ul> </li> <li>ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 主要な業務の状況を示す指標                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 業務粗利益及び業務粗利益率 ..... 56</li> <li>b. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 ..... 56</li> <li>c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ..... 55・56</li> <li>d. 受取利息及び支払利息の増減 ..... 56</li> <li>e. 総資産経常利益率 ..... 55</li> <li>f. 総資産当期純利益率 ..... 55</li> </ul> </li> <li>(2) 預金に関する指標                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ..... 58</li> <li>b. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ..... 59</li> </ul> </li> <li>(3) 貸出金等に関する指標                   <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ..... 60</li> <li>b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ..... 60</li> <li>c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ..... 61</li> <li>d. 使途別の貸出金残高 ..... 60</li> <li>e. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 61</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ リスク管理の体制 ..... 17～23</li> <li>ロ 法令遵守の体制 ..... 12・13</li> </ul> </li> <li>5. 信用協同組合等の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ..... 50～54</li> <li>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ..... 24・25               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 破綻先債権に該当する貸出金</li> <li>(2) 延滞債権に該当する貸出金</li> <li>(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金</li> <li>(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</li> </ul> </li> <li>ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 95・96</li> <li>ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ..... 63・64               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有価証券</li> <li>(2) 金銭の信託</li> <li>(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引</li> </ul> </li> <li>ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 71</li> <li>ヘ 貸出金償却の額 ..... 72</li> <li>ト 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ..... 55</li> </ul> </li> </ul>	
<b>全信組連及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第 70 条)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主要な事業の内容及び組織の構成 ..... 46</li> <li>ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項 ..... 46               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称</li> <li>(2) 主たる営業所又は事務所の所在地</li> <li>(3) 資本金又は出資金</li> <li>(4) 事業の内容</li> <li>(5) 設立年月日</li> <li>(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</li> <li>(7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2. 主要な業務に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 直近の事業年度における事業の概況 ..... 76</li> <li>ロ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経常収益</li> <li>(2) 経常利益又は経常損失</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 純資産額	
(5) 総資産額	
(6) 連結自己資本比率	
2. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	77～81
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	88
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	95～97
ニ 2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	76

**資産の査定基準  
(金融再生法施行規則第4条)**

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24・25
2. 危険債権	24・25
3. 要管理債権	24・25
4. 正常債権	24・25

**自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項  
(平成19年3月23日付金融庁告示第17号)**

● **定性的な開示事項**

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	46、76
イ 連結グループに属する会社と連結の範囲に含まれる会社との相違点	
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	
ハ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等	
ニ 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社	
ホ 協金法第4条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社又は協金法第4条の4第1項第6号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しくは同項第7号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社	
ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	
2. 自己資本調達手段の概要	49、76
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	18
イ リスク管理の方針及び手続の概要	

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	19
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	22
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	22
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	
ハ 証券化取引に関する会計方針	
ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	21
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	23
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	19・20
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

● **定量的な開示事項(単体)**

1. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	68
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
(1) 出資金及び資本剰余金	
(2) 利益剰余金	
(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの	
(4) 自己資本比率告示第13条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	
(5) 自己資本比率告示第13条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	
ロ 自己資本比率告示第14条に定める補完的項目の額	
ハ 自己資本比率告示第15条に定める控除項目の額	
ニ 自己資本の額	
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	69
ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げる手法ごとの額	69
ハ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	68
ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	69
3. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項	

# 開示項目一覧

イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	70	されない評価損益の額	
ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の額及び地域別・業種別の内訳	70	二 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び地域別・業種別又は取引相手の別の内訳	71	8. 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	20
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	71		
ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	72	<b>● 定量的な開示事項（連結）</b>	
ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本控除した額	72	1. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社	76
4. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	72	2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	82
イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額		（1）出資金及び資本剰余金	
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	22、73	（2）利益剰余金	
イ 与信相当額の算出に用いる方式		（3）連結子法人等の少数株主持分の合計額	
ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額		（4）基本的項目の額のうち（1）から（3）までに該当しないもの	
ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		（5）自己資本比率告示第4条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	
ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額		（6）自己資本比率告示第4条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	
ホ 担保の種類別の額		ロ 自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額	
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額		ハ 自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額	
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		ニ 自己資本の額	
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額		3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	73	イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げるポートフォリオごとの額	83
イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる手法ごとの額	83
ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項		ハ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	82
（1）保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		ニ 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	83
（2）保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額		4. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（3）自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳		イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	84
（4）自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額		ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の額及び主な種類別の内訳	84
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	74	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び地域別・業種別又は取引相手の別の内訳	85
イ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の貸借対照表計上額		ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	85
ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額		ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	86
ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識		ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第3号及び第6号の規定により資本控除した額	86
		5. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	86
		イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
		ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	
		6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の	22、87

取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	主な原資産の種類別の内訳
イ 与信相当額の算出に用いる方式	(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	(3) 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	(4) 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	
ホ 担保の種類別の額	
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	8. 出資等又は株式等エクスポージャーに…………… 88 関する次に掲げる事項
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	イ 連結貸借対照表計上額、時価及び上場株式等エクスポージャーの該当・非該当別の額
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元額	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項…………… 87	ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	9. 金利リスクに関して内部管理上使用した…………… 20 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び	

## 全信組連ホームページ



<http://www.zenshinkumiren.jp>



The Shinkumi  
Federation Bank

